

第二十六回 参議院 商工委員会 會議録 第二十九号

昭和三十三年五月八日(水曜日)午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 松澤 兼人君

理事 古池 信三君
西川 弥平治君
阿具根 登君
近藤 信一君

委員

青柳 秀夫君
小幡 治和君
後藤 義隆君
白井 勇君
高橋 進太郎君
高橋 衛君
阿部 竹松君
島 清君
相馬 助治君
藤田 進君
加藤 正人君

外務省アメリカ
カ局第二課長 東郷 文彦君
大蔵省管財局 市瀬 泰蔵君
有財産第二課長

参考人 特需自動車工業
業会理事長 ビ
クターオート
株式会社長 藤田 謙次君
関東地方特需
労働組合協議 近藤 誠君
会事務局長

○委員(松澤兼人君) 委員会を開会
いたしました。

政府委員

内閣総理大臣 賀屋 正雄君
官房審議室長 小里 玲君
調達庁事務部長 小山 雄二君
防衛庁装備局長 長谷川 四郎君
通商産業 政務次官 松尾 泰一郎君
通商産業省 通商局長 徳永 久次君
通商産業省 企業局長

事務局側

常任委員 小田 橋貞寿君
会専門員

説明員

調達庁総務部 小宮山 賢君
調達協力課長

第九部 商工委員会會議録第二十九号 昭和三十三年五月八日【参議院】

係の車両修理特需についての実情と、その安定方策についてであります。

御承知のように、特需産業と申しま
すのは、終戦後わが国に生じた全
く新しい、しかも、臨時的、特殊な
産業であります。これが、現在わが国
におきましては好むと好まざるにか
かわらず、すこぶ重要な産業分野を
形成しているものであります。ことに、
外貨獲得という面においては、きわめ
て重要な地位を占め、これがあるため
に、国際収支はようやくバランスを
保っている現状であります。ところが
が、この産業が臨時的、特殊なもの
であるために、決して安定していな
い。そこに大きな問題があると思つて
であります。

国会におきましても、この問題につ
きましては、問題が発生するたびに取
り上げられまして、論議されて参つた
のでありますけれども、いずれも根本
的な対策を確立するところまで
至っており、未解決の状態に今日ま
で放置されているのであります。これ
らの問題を十分に審議いたしまして、
解決の一步を前進させたいと、こうい
う考えで、実は本日参考人の方々の御
出席を得たのであります。そこで、そ
の実情と対策について忌憚ない御意見
を伺いたい、こういうことになってお
るのであります。

これより順次御発言を願いますが、
まず藤田参考人からお願ひいたしま
す。時間は、お一人大体十五分程度で
お願いできれば好都合と存じます。

○参考人(藤田謙次君) 私は、ただい
ま御紹介にあずかりました藤田謙次で
ございます。私は、ビクターオートの
社長と同時に特需自動車工業会の理事
長をいたしております。どうぞよろし
くお願いいたします。

本日は当委員会におかれまして、私
どもの業界のために問題をお取り上げ
下さいましたことを、まず非常に感謝
いたす次第でございます。と同時に、
私も業界の実情その他希望について
陳述の機会を与えていただきましたこ
とを感謝いたす次第でございます。

私も会員各社は、米軍の車両を主
といたしまして、建設機械、戦車、
砲、タイヤ、航空機等の修理、再生及
びこれらの受け入れ、保管、出荷等の
作業に従事いたしておる次第でござ
います。現在八つの会社がメンバーと
なっております。従業員は、約二万人
を有しておるのでございます。

次に、今日までの事業の推移につ
いて、ごく簡単に述べさせていただきます
と思います。御承知の通り、昭和二
十年九月、米軍がわが国に進駐いた
して参りまして、翌年の十一月に主と
して駐留軍用の車両の修理を当時の三井
物産、現在の弊社ビクターオートに命
じを受けたのでございまして、これがわ
が国におきます特需の始まりかと存
じます。その後、米軍は、わが国の工
業技術、労働力等に着眼いたしまし
て、昭和二十三年ごろから、前述の各
種の作業を多くのわが国の民間企業に
請け負わせ実施させたのでございま

す。こうしました事情で、私どもは、
それぞれ契約業者として今日に及んで
いる次第でございますが、その当時の
調達方式は、財源が終戦処理費でござ
いました関係から、日本政府を通じて
いわゆる間接調達をいたしておりました。
昭和二十五年になりましたと、御承
知の朝鮮動乱が勃発いたしました。私
どもの修理、再生いたしました車両、
兵器類が朝鮮等に送られた模様でござ
います。二十五年度の九月以降、大部
分の契約が、財源はドル貨、契約形式
は間接調達ではなく、米軍と私ども業
者との直接契約方式に改められたので
ございます。朝鮮動乱時を頂点といた
しまして、昭和二十八年秋になりました
と、から急激に減少の事態が現れまし
て、大量の人員整理問題が発生いたし
まして、まことに遺憾ながら自後特需
の例年の行事に人員整理問題を惹起
いたしまして今日に至つたのでござい
ます。ただ、昨年十月、会員会社の一
部で米軍政府の相互防衛援助計画に基
きましていわゆる新特需と称せられま
す、従来の特需とは目的を異にいたし
ました再生修理作業を受注いたし、い
ずれは各種兵器部門にも及ぶことを仄
聞いたしております。

以上がきわめてあら筋のいきさつで
ございます。私ども業者といたしま
して自負いたしておりますことは、
一つには長年にわたり私どもの技
術、労働力の力で直接多くのドル貨
を獲得することができましたこと
でございます。二つには、十年にわた
る経験によりまして、特殊ではあり

以下、われわれが体験しました具体的な例を申し上げまして御参考にお供したいと思ひます。かねて動乱の最中には契約条項の中に、すなわち米軍と経営者側との間にかわされておりましたところの契約条項、これが一切の規制をしますし、この契約の条項の中に米軍の権利、業者の責任、義務、任務、そういうものが一切つたてられておりました。これによってこれは運営されておりますが、問題はこの契約条項が果して対等の立場で結ばれたものであるかどうかという点に、大きな問題があるかと思ひます。この中に例年、価格改訂条項というのがございますが、これは契約の当初きめられたコストが、その後契約期間の途中におきまして物価の変動とか、あるいはベイス・アップとか、そういう事情が起つた場合には、単価をきめ直すことができる、価格を再び上げるとか、あるいは下げるとかということを双方から言い出して、そういう交渉をすることができるといふ条項がございました。私たちはこの条項があるなにかかわらず、こういう条項があるというところはあとから知つたのであります。例年やはり賃金の値上げを要求して参りまして、この条項があるときには大体賃金の値上げができ、そうしてその次の契約年度には経営者の方々も単価を引き上げるということに成功して参つておるようでございます。

ところが、これが三十年から価格改訂条項というものが削除されて、米軍側の意向で削除されて、米軍側は、一たび単価を結んだならば、その期間中は絶対単価を上げない、そのか

わりに下げない、こういうことになりました。ましてからは、私たち三十三年度からは賃金が据え置かれまして、そこで三十一年度におきまして、これではとてもたまたぬということ、私たち特種関係の労働者が全部で要求を出しまして、このときには米軍が大体契約コストの三割以内の賃上げ、ないし定期昇給ならばそれを認めようという改訂をいたしたようでありました。この改訂を三割以内という根拠がどこから来ているかというところはよく知りませんが、われわれの推察によれば、これは同種環境に働いておられます直用労働者の方、すなわち駐留軍労働者の方は年に二回の定期昇給がございまして、これは現在二回で約六百六十円、一回三百三十円という定期昇給がございまして、この額を基準にしたのではないかと、いふふうに考えられます。そういうことで三十一年度私たちが要求しました結果は、米軍の方も、その結果によるものが、改められまして、三割以内というきわめて狭い範囲でございまして、そういう賃上げができるというふうな契約の上でもなつたのでございます。

しかし、今ここで駐留軍労働者の問題を

を出しましたが、これは私たち基地の中でこういう作業を行なつております者としましては、ほとんど同環境でございまして、同様に不安定でありまして、ほとんど同様に軍の監督を受けている。違ふのは入門のときに差し出す

わゆるゲート・パスというものの様式と、それから作業場内においてつけておきますバッジ、これの色が違ひ、字が違ひ、こういう違ひはありまして、ほとんど置かれてゐる環境、条件

は、これは日本の敗戦によつて起つた所産でありまして、どちらか變らな。そういう点からいくと、どうして必然的に私たちと直用労働者の方々の労働条件というものを比較するようになりまして、そういう比較をして参りますときに、一方は調達庁が間に入つて米軍に対して労働条件その他一切のことを交渉する、しかしわれわれの場合には会社側を相手にしますけれども、その背後に厳然と規定されておりますところの米軍業者という私契約の契約によりまして非常に大きな差がある。こういうことで今回の公務員のベイス・アップ、労働の問題に就いてこれは恐縮ですが、今回の公務員ベイスの場合でも年六百六十円の定期昇給のほか駐留軍の場合には約六・二割、千二百円という賃上げがこれはきめられております。これは日本政府の方から出しております防衛分担金の額がきまつたあとで米軍の方の考慮がなされたというところは、これは米国の予算の方からこういう値上げ額が考慮されたというところ、これは米国の需の一時間当りのコストが高い安といふようなこと、これは密接な関係があると思ひます。

こういうことで改定条項には似た

ものは今日復活をいたしましたけれども、これもやはり直用労働者に対する労働条件とは非常に大きな差のある程度の配慮がなされたにすぎない、こういうことになっております。

それからさらに昭和三十年の春、私たちが賃金値上げの要求をいたしましたときに、たまたまある会社におきまして、絶対に上げないといふことで、その組合は三十五日ほど部分ストライキを行ひました。そうして経営者の方々はロック・アウトを行ひまして、非常に血で血を洗うような激しい闘争をしたのでございまして、なぜ一社だけがそういうふうな頑強に上げることができなかつたのかどうか、こういう点をよく考えて参りますと、その会社は前の年に、昭和三十年の秋に競争入札をされまして、契約の建前が競争入札になつておりました、他の会社は大抵指名入札といふことで、前年度に引き続いて交渉を行ひ、そうして前年度の単価を幾ら上げるかといふことで交渉を引き續がれたが、たまたまその会社だけは、ほかの業者も現れましてどちらが安いか高いか、どちらが適格性を持つてゐるかといふ競争入札によつて次の契約を取つたために、幾分契約が前より落ちた、そういうような事態があつたために、おれのところはとも出せないのだ、去年の秋に競争入札で値段を割られたのだから、よそのようなわけにいかないのだ、こういふような主張がございまして、さうしたところ、その会社は三十一年の一月に多くの人員整理を行なつておりました、来るべき四月、五月にもさらにまた人員整理がある、こういうような話が大體わかつておりましたから、人員整理がありまして、退職金の支給額がこれも直用労働者に比べて非常に低い、半額の状態になつております。そこで私たちが予告手当といふものを要求しまして、約一カ月分の賃金に見合う予告手当を獲得して、そうして退職金の低い差といふものを埋めようといふことになりました。ところが、この予告手当といふものは経営者の方でもって米軍に要求して、単価の

中に認められない。というところは軍としては三十一日前に予告をしたのだから、日本の基準法は三十一日前に予告すれば予告手当を支払わなくてもいいといふことになつてゐる。従つてこの払つた予告手当は経営者が勝手に払つたものであるから、軍の方ではそれを単価に認めないという態度を変えておけません。そのために経営者の方はよけいに人員整理が出るといふ予想を持つておきますと、一そう財布を締めつけて参ります。今申しましたように一つは前年度の競争入札といふことで単価を割られ、さらに人員整理の場合に同環境の直用労働者よりはなほ低い低い退職金を埋めるための予告手当といふものが、米軍の方から単価に認められない、こういう二つの理由によつて激しい血で血を洗うような争ひがその会社では起りました。もしも競争入札といふような方式をとらずに、予告手当といふものと労使の慣行を米軍が理解したならば、こういうものは未だに防げたのではなからうかと考えまして、これもやはり現在の私契約からくる大きな矛盾、あるいは不合理であらうといふふうに考えております。

それからいふ一つ、われわれの方から申し上げることでないかもしませんが、一時間当りの修理コストが高いといふことをわれわれが要求を出しました次第であります。私どもが米軍と直接交渉するのではないのですから、具体的にわかつてませんが、一体修理コストの高い、安いという基準は、一体どこにあるのだらうか、これは今後の日本の修理産業の上に大きな問題にならうと思ひます。たとえば東南アジアに對しては、あるいは今後中共に

対しましては、国際的な日本の修理に携わる労働者の賃金が一体どのくらいが妥当であるかどうかということは大きな問題だと思いますので、申し上げますから……。

以上、契約の面からくる矛盾の一端ですが、私たちは過去十年間非常に苦しみまして、そしてどう交渉し、どう努力しても、思うようにならぬ。これらが現在の基地内における実態である。これを政府の方々へたびたびお話し申し上げましても、今日まで実らない願因について、あるいはひがみかもしれないが、われわれの見解を申し述べますと、特需というものは近々なくなるとは思いますが、なかなか思うようにはいかない。昨年あたりの情勢では、もうほとんど減つてきまして、急減という情勢であるから、こういう情勢の間で無理をして間接調達しなくても、行く行くはなくなつてしまふのではないかと、こういうような考えがあつたのではないかと考えております。しかしながら、最近の情勢によりまして、性格の違つた新特需というものが導入されると思ふならば、われわれ二万もの技術集団というものは、やはりこの仕事におきましては、日本において比類のない熟練者であるから、ここで働きながらなおかつわれわれの指向する方向に転換していきたい、こういう意向を持つのは当然のことでありまして、今後相当量、相当期間、来るのではないかと、そういうその事態に對しまして、新しい認識のもとに現在の私契約方式といふ非常に人道的にも、あるいは合理性の上からも矛盾きつる実態を一日よりも早く改革されて、政府の對策、保護

というものを入れまして間接受注方式に改めていただきたいということが、私ども二万人の労働者の念願でございます。

以上、簡単にございますが、参考意見といえます。

○委員長(松澤兼人君) 以上で参考人の方の御意見は終わりましたが、政府関係としましては、非常に関連するところが多いのでありますが、ただいま出席しておられる政府の特需関係の方々は、通産省では、徳永企業局長、松尾通商局長、伊東企業局特需課長、新井重工業局自動車車輻課長、内閣の特需対策委員会関係者として、宮内閣官房審議室長、大蔵省、市瀬管財局国有財産第二課長、調達庁小里労務部長、小宮山調達協力課長、労働省、松本雇傭安定課長、中村失業対策部企顧課長、防衛庁、小山装備局長、外務省、東郷アメリカ局第二課長、以上であります。

質疑のおありの方は、順次御発言願います。

○近藤信一君　まず参考人に一、二の点についてお尋ねいたしますが、この資料によりますと、特需は工業機械や材料、備品、消耗品、こういうものを米軍が供給されておる需品の特需と、それから労務を提供しておるところの役務特需の二つがあるわけです。そこで私お尋ねしたいことは、役務提供は全面的に特需に依存しておるといふ立場におかれておりますから、ことに、これは基地内に修理作業会社があるわけです。そこでこの修理作業会社が米軍側との契約がもし打ち切りとなった場合、事業所の閉鎖または事業所がその基地から立ちのくといふことになるわ

けであります。そういうような条件に
ありますので、米軍側と契約する場
合は、たとえばたたくだけだいたい、
そして安く入札をさせる。こういうよ
うなことが起つてきて、こういう点
から泣き泣き事業者の方はこれを入
札しななければならない。ところが、
そういう関係からいくと、人員整理
の問題もまた向うから強行に申し出
がある。こうい

らようなことも、そこから生れてくると思う。もしそういうようなものを拒んだならば、次の契約が取れない。こういう点から無理にいろいろと入札をさせるわけです。しかし、こういうようなことは、無理と知りつつ事業者側は、もう毎年一年契約になっておりますので、これを契約していかなければならぬ、こういうようなことでは、私は事業に對する不安ということも非常に感ぜられるのではないかと思うのですが、この点事業者側としての参考人は、どのように考えておられますか。

○参考人(藤田謙次君) 終戦翌年から始まりました契約におきましては、御承知のように占領下にございましたものですから、かなり一方的なことも受けるわけにはならないという点は、契約上もあつたのでございますが、御承知のように二十五年に直接契約になりました、直接契約になりましたからの初めのうちには、日本側にも、アメリカ側にも、双方に、日本側はアメリカの法律に明るくない、あるいはアメリカの会計検査方式というようなものに対して理解が少かつたという点で、契約本文の意味がどういうことであるかというような点で、かなりの誤解は持つておりました。また、アメリカ側としても、日本の商習慣というものを全然

無視して、アメリカの商習慣一本でいったので、アメリカ側としても相当見てやっておると思われることが、われわれには非常に見えないという点も多々あったのでございます。しかし、ちょうどそれ以来相当長い期間を一緒に続けて参りました現在におきましては、かなりその点は改良されて参つた次第でございます。

ただ、特需というものが、契約が一年間、これはアメリカでも陸軍の特殊なるものを除きましてほとんど一年間でございまして、一年の契約という点に對しまして、先が非常に見えにくいという点と、それから話をいたしますと、どうしてもアメリカ側の希望とわれわれの希望の合わないときには、あとはどうなるかわからないというふうな点がございまして、特需というものの對する皆さんの考えというものにも、かなり先のないもののように受け取られたかと思ひます。しかし、最近に新特需というものが全面的に業者の上に打ち出されて参りました、これには会員会社ですでに二カ年の契約をすでにしておりますところもございします。そういう状態で相当いろいろのことに對して、われわれの意向も入れて参つて來ておるようでございします。特に先ほども申し上げましたように、特別調達庁その他の方の日米合同委員会におきましても、いろいろ御交渉をいただいて、それが早晚契約の上に、変るときにもつてくるのではないか、そういう希望を持っておる次第でございします。

また、第二の基地内の問題でございしますが、理論的に申しますと、基地でも何仕事がなくなたから、お前たち

はだめだから出ていけ、こういうようなことを言われるのは当然だと思ひまゝして、業者間でもこの豊富な技術陣といふものを利用しまして、これが転換策をいろいろ考慮してゐる次第で、実際に具現してありますところも、少しずつ起つておるのではないかと、さういふふうに思ふ次第でございます。

○近藤信一君 これは両参考人にお尋ねするのですが、これは労働特需は、昭和二十三年から二十四年にかけて始まつたが、米軍所有の車両の再生修理といふことを予定して、最初の出發であつたが、朝鮮動亂が起りまして、需の規模が大きくなつてきて増大してきた。ところが朝鮮動亂が終りまして普通の平時体制となつて、大規模の人員整理が始まつてきた。資料によりまして、非常に当時朝鮮動亂が終つて、特需がとまつた。だから人員整理が非常に大きく波を打つて参りました、各地に首切り反対の闘争が起つたわけなんです。これに対しては、当時政府部内に特需に対する対策委員会が、協議会といふようなものができたやうであつたのでございますが、先ほど参考人も言つておられましたように、さういふ特需が、朝鮮動亂が終つて特需がだんだんと減つて来た、そこへ毎年次々と首切りが始まつて、当時の人員から比較いたしますと、二十八年から三十一年昨年までを見ますと、約半数ぐらい人員が淘汰されてゐるわけなんです。減少してゐるわけなんです。さういふふうになつてきまると、これはいつまた整理をしなければならぬといふことがはつきりしてゐない。なほさういふ、向うの都合によつて、米軍の都合によつてなほさういふふうな整理をしていかなければならぬ、さういふやうなことでは、非常に事業者の方も不安であるが、労働者の方も非常にこの点は不安じゃないかと私は思ふのです。従つてさういふ面について、やはり長期計画といふものが立てられ、さうしてその長期計画によつて事業を行なつていかなければ、非常に不安だと私は思ふのですが、この点両参考人はどのように考えておられますか。

○参考人(藤田謙次君) お答えいたします。それはおっしゃる通り、まことに不安な状態が続いてゐるのでございまして、先ほど申し上げましたやうに、この契約がたとへば十年といふやうな確定的なものでございまして、また計画的に契約ができれば、さういふ不安といふものは一掃できるものでございまして、何分にも契約がアメリカとの直接契約でありますために、ほとんどアメリカの契約法でございまして、政府契約法に従わなければならぬといふ点で、いつも不安が起るわけでございます。しかし、幸ひにして、今近藤参考人のお話がありました、特殊ないわゆる競争入札社といふものが比較的小さなものでございまして、現在先ほど申し上げました私の方の会社は八社ございまして、これはほとんど指名的に契約を續けてゐる、さういふ状態にまでなつて参りましたから、現在のところでは、新しい新特需の姿にもなりますれば、それほどの危険性もなはいやうでございますが、おのおの皆で相談いたしまして、人々のために将来の企業を考えてゐる次第でございます。

○参考人(近藤誠君) 私たちも整理が始まつてから、何とか一つ計画的に、特需といふものが無限にあるといふことをもちろん考えておらないのでありますが、計画的に漸減といふものを示してもらいたいといふことを、接触するあらゆる範囲の方々に訴えて参りましたが、しかし、これは一つには、米軍の方の軍機の問題があるのだ、それから米國議會の予算の問題があるのだ、さういふ二つの理由で、さういふ具體的な計画といふものは何ら明示されておられません。従いまして、人員整理の多く出た事業体の従業員といふものは、毎日非常に不安な状態で働いておられまして、さういふ不安な状態ではやりきれぬ、むしろこれはもういらない方がいいといふことで、どんどんやめて行つた方も相当あります。事実さういふ不安定なところには、いない方が多いのではないかと、さういふやうな意見もございまして、しかし、大体十年と申しますと、人間のかりに二十五年で入れれば三十五才でございます、一番重要な時期をこの企業のために働いて参つた者としては、今の日本の就職事情、受け入れ態勢の事情から申しましても、さう簡単ではございません。そこでできるならば総合的な技術集団といふ意識のもとに、何とか生き抜いていきたいんだ、さういふ気持ちでそれ持つておられます。われわれも昨年度のうちに相次ぐ人員整理のもとにおきますといふと、確かに自信を失いました。これはどこへ行つてもだめだ、何とか考えなきゃならぬ、さういふ時期もございましたが、本年の初頭あたりから出て参りました東南アジアの方

の修理作業が相当来るといふやうな報道が、単なる報道でないといふやうな事態が、各会社の中の内部を聞いてみましても、六月といふ米國の會計年度を前にしますといふと、もしさういふ従来の流れにおける縮小といふやうな事態が来る場合には、もう一様に随ふことができないくらい明瞭に感じられるのですが、本年の場合には米軍手持ちの作業量が非常に少いけれども、各社内の実態は少くとも悲観してはいない。むしろ先に向つて相当続くといふやうな、さういふ情勢が一般に出てきている、さういふやうな状態で、それにしてはこれはあくまで特需は有期であります、残された期間が一体何年あるかといふことが具體的にわかれれば、この期間にわれわれは経営者に対して次の特需がなくなつた場合における転換をどうすべきかといふことを具體的に迫られるわけですし、また政府がこれに大きな政治のもとに間接契約といふやうな方法も実施するといふことができるならば、もつとこれは根本的に足を地につけた転換といふことも可能であらう、さういふことによつてわれわれの前途に対して現在特需といふ非常に不安定なことであるけれども、将来さういふことであるといふ一つの目安ができてくる。その目安がつかめないといふ現状、これを解決するための一つの大きな方法として政府の強力な対策が必要である、さういふことにならうと思ふのであります。

○近藤信一君 今、参考人も言つておられますように、非常に不安で仕事に従事していきなかならぬといふことは、私はその契約の内容そのものも労働者に十分わからない、さういふ点があるのではないかと思ふのですが、その点いかがですか、近藤参考人にお尋ねします。

○参考人(近藤誠君) これはやはり労働の信頼関係の問題だと思ひます。使團の条文、契約書がどういふものであるかといふことを、労働組合として正式に経営者の方から示されておるものはきつめて少いんじゃないかと思ひます。まあわれわれの方の組合も調査部を持つておられますから、いろいろさういふ内容につきましてある程度の知識は持つておられますが、正式に現在の米軍と会社との契約内容が、これこれしかの条文になつておるといふことを、全組合員に示すといふふうになつておられません。また米軍対会社の年数回にわたる交渉も、それが別に議事録を見るわけではございませんから、そのすべてをわれわれは知つておるといふわけではございません。

○近藤信一君 会社が、事業者側が米軍と契約されるわけなのですが、その契約は一般的には、いわゆる労働者に對しては公開しておられません。参考人も言われましたように、私が特需自動車工業会の理事長といたしまして、さういふ、その各社がございまして、これを一様に申し上げるわけにも参りませんし、まだどこがどういふ御発表をなさつてゐるかといふことはわかりかねますが、その中の数件はやはり相当深い程度に契約の内容を組合側の方に話してゐることが多いと思ふので、特にいろいろな問題が起りますたんにアメリカの制時、あるいは契約上の問題が起つてくるものでございまして、自然に内容はばわかるものでは

あるのではないかと思ふのですが、その点いかがですか、近藤参考人にお尋ねします。

○参考人(藤田謙次君) 先ほど近藤参考人も言われましたように、私が特需自動車工業会の理事長といたしまして、さういふ、その各社がございまして、これを一様に申し上げるわけにも参りませんし、まだどこがどういふ御発表をなさつてゐるかといふことはわかりかねますが、その中の数件はやはり相当深い程度に契約の内容を組合側の方に話してゐることが多いと思ふので、特にいろいろな問題が起りますたんにアメリカの制時、あるいは契約上の問題が起つてくるものでございまして、自然に内容はばわかるものでは

あるのではないかと思ふのですが、その点いかがですか、近藤参考人にお尋ねします。

○参考人(藤田謙次君) 先ほど近藤参考人も言われましたように、私が特需自動車工業会の理事長といたしまして、さういふ、その各社がございまして、これを一様に申し上げるわけにも参りませんし、まだどこがどういふ御発表をなさつてゐるかといふことはわかりかねますが、その中の数件はやはり相当深い程度に契約の内容を組合側の方に話してゐることが多いと思ふので、特にいろいろな問題が起りますたんにアメリカの制時、あるいは契約上の問題が起つてくるものでございまして、自然に内容はばわかるものでは

ないか、こういうふうに思う次第でございます。

○近藤信一君 これは調達庁にお尋ねするのですが、聞くところによりますと、何か米軍と事業者との契約内容については、これは秘密事項に属するからと、従って公開できないというようなことを事業者側は言っておられるところもあるようですが、これは一体秘密事項になっているのかどうか、その点調達庁にお尋ねしたいと思います。

○説明員(小宮山賢君) お答え申し上げます。調達庁におきましては現在本庁の総務部に私の所管しております調達協力課というものがございまして、それから今までの私の課に属しておりますが、最近総務部の独立の班として契約調停班というのがございまして、この契約調停班というのは、個々の特需の契約の紛争調停を扱う委員会の事務局のような仕事をしておるのでございますが、私の所管しております協力課には、まあ特需の調達のやり方に対する啓発広報というまあ仕事を持っておりますので、特需の一般の備品、工事、役務ないしは逆特需と申し上げましてアメリカの物資の払い下げ等に関する一般的な事務については、できるだけまあサービス業務といたしまして、一般から御質問があらますれば、御説明申し上げておりますし、また、各局の方にもそういうふうに指導いたしております。

しかし、個々の会社にとり米軍側との間にそれぞれ秘密と申しますか、個々の会社と軍との関係のことでございますから、一般的な契約条件等につきましては、その説明はいたしておりますが、個々の会社の契約の特長な

事項については、まあ私の方としてはそういうふうな情報をつかんでおりませんので、そのごく特殊な問題については、今のところ特に私の方から積極的に国民の皆様にお知らせするということはないといたしております。ただ、一般的な契約条件、特需の契約条件、その他いろいろ点は注意しろ、ああいう点は契約上注意しろというような問題については、極力末端まで通じまして啓発広報をやっております。

○近藤信一君 特需産業の問題は、これは毎国会論議されて、衆議院、参議院それぞれ担当委員会でも論議されるのです。で、政府はそのつどですね、その時の都合のまあ答弁をしておられるわけなんです。で、一体政府はこれまでで特需に対する処置を何か考えたことがあるのかどうか。それでもしその御処置を考えたものであれば、今までのような効果があらったものか、どうか、そういうような点についてその経過を説明願いたいと思つております。

○委員長(松澤兼人君) 内閣の特需対策委員会の関係者として、賀屋内閣総理大臣官房審議室長。

○政府委員(賀屋正雄君) お答え申し上げます。御指摘の通り、特需の減少に対する対策につきましては、政府部内といたしましては内閣に閣議了解をもちまして特需等対策連絡会議というものを設けまして、およその問題に關して所管上関係のあります行政各部の方々の御集りを願ひまして、そのときどきのいろいろな問題につきまして御協議申し上げておたのでございまして、この会議ができましたいきさつは、先ほど近藤委員のお話しにございましたように、特需が昭和三十年

の夏でございましたか、富士モーターの大量解雇に端を発しまして、これは調達方式そのものにも問題があるのではないかと、ということもございまして、その点についての政府の考え方を一つまとめようということ、それから現実の問題といたしまして、特需が減りました、あるいは同時に、まあ原因は違いますが、形としては同じような形として現われて参るのでありますが、駐留軍、国連軍がだんだん引き揚げて参りますので、これに従事しておりました労働者が、やはり同じようにして生じます労働問題、これをどういふふうに解決していくかというその対策、大きく分けましてこの二つの点につきまして研究をいたすために設けられた次第でございまして、

調達方式の点につきましては、先ほど参考人の意見もございました通り、また当時国会の方におかれましては、根本的に考え直す余地がないかというような御質問もたびたび受けておりますので、直接調達方式を間接調達方式にしたかどうかという点がございまして、この点につきましては、当時数回会議を重ねまして、各省の意見を聞きまして、内閣といたしましては、その意見の調整に当たつたわけでございまして、その後数年たつておりますが、まあ大体その当初に考えた考え方が大した進歩を見ておらないのでございまして、この問題につきましてのたゞいま持つております考え方を、結論的に申し上げますと、間接調達方式によりまして、米

国側の調達は漸次減少していくというところは、これは向うの予算の関係等が

ございまして、その点は日本政府としても、どうしても手の打ちようのないことでございまして、予算が減つて人員が整理されるということは、どうしてもこれは、かりにこれを間接調達にいたしましたも避けられないのではないかと同時に、米側の調達が完全に計画的に行われるという保障は、かりに間接調達にいたしても得られないのではないかと、一つの考え方でございます。これは間接調達にするということが、事態の根本的な解決にはならないのではないかという考え方でございます。それとも一つ、間接調達方式にいたしますと、調達事務その他につきまして、日本側に相当の財政的にも負担がかかってくる。そのための機構も設けなければなりませんし、そのための人員も相当な必要がございまして、財政上相当な大きな負担額が生ずるのではないかと、この点が考えられたのでございまして、また、今ときどきクレームの問題等が起つておりますが、この問題につきましても、同じように政府に大きな負担がかかってくるのではないかと、この点があるの

でございます。

大体そういうような考え方でございますが、それから放つておいたらいいかという、私もどもいたしまして、この業務に従事せられます労働者の方々の立場等も十分よくわかるのでございまして、何とかこれが計画的に、かりに予算その他の関係から減るといたしまして、それに対処する手が打てるように、計画的に漸減されるということが望ましいことはもちろんでございますので、米軍当局に対しましては、その将来の計画につきま

して、でき得る限りの情報を与えてほしい。また、どうしても減らさなければならぬという場合にも、できるだけ事前に通告してもらいたいというところは、外務省当局からも、しばしば交渉をいたしておるのであります。それからこの労働条件の点につきましても、先ほど来お話がございましたように、直接調達であるから、劣悪な労働条件に甘んじなければならぬというものがしばしば言われておるのでございまして、まあそういう面も確かにあります。それから、契約の条件、雇用の条件等につきまして、不合理な点がありますれば、政府といたしまして、米側に極力強く交渉に當るといふことを決意いたしておりました。現にこの契約調停委員会等もございまして、そこへしばしば話を持ち出しておるような次第でございまして、大体この調達方式の点につきましては、そのような考え方、今日まで参つておるのでございまして、

それからもう一つの問題、特需の減少に伴ひまして解雇者が出ましたとき、その対策の点でございまして、これにつきましましては、労働省その他関係省の御協力を得まして、一応閣議了解をとりつめた文書もございまして、個々の具体的なケースにつきまして、いろいろ各省の持ち場持ち場に從つて手を打つておるのでございまして、大体の大筋な基本的な方向といたしましては、これらの離職者に対しましては、できるだけ同一企業あるいは系列の関係にある企業の配置転換を行うように、これは通産省の關係だと思つて、適当な機会をとらえて指導をして

すと、船は総額も非常に多うございすし、検査期間も非常に長うかかる。これをやりますには設計から、監督から、検査から大へん多くの人手と金がかかるというので、向うとしてもなかなかやりきれない。また船等はアメリカが NATO 諸国とやっております方式もそいう方式をとっているものになりますから、ぜひたれか信用あるもののに頼んで調達をやりたい、そいう向うの申し出もありましたし、当方としても、いずれ当方で相互防衛援助協定によっても、いずれものでもございすから、設計から、監督から、検査等をこちらでやらしてもらうということが、当方の便宜でもありますので、従って日本政府が請け負って造船会社に下請けさせてこれをアメリカ政府のために調達する、こいう形をとったわけでありす。

○島清君 この軍艦については、間接契約ができるならば、今まで既成の特需についても間接調達の方式が採用されてよろしいはずなんでございすけれども、軍艦については間接、そうでないものについては直接といふような、ここに矛盾が出てきておるわけですが、これは何か労働組合の諸君並びに事業家の諸君も、間接契約を非常に要望しておられるようでございするので、軍艦がそいう形が出てきたのを機会に、間接調達方式に政府は一步強力に踏み出されてもよろしいように思いますのですが、どうなんですか、そこらは……。

○政府委員(賀屋正雄君) お答え申し上げます。ただいま軍艦の調達につきまして間接調達方式をとっておるから、はかの調達につきまして、同様の方式

がとれないはずはないではないかという御質問でございますが、軍艦の調達方式の点、私詳しいことは存じませんが、大体私の伺っておりますところでは、先ほど防衛庁から御説明がございましたような軍艦の建造という特殊な性格と、それから数隻的にもそう多くはないといったような特殊性から、今回限りの例外的な措置として間接調達のような方式をとったということに承知いたしておりますので、これを全部に及ぼすということになりますれば、先ほど申し上げましたように、人員、機構等についても相当大きな規模のものを考えなくてはならないというより、なことから、ただいま軍艦の場合は一つの例外的な措置というふうに考えまして、これを全部に及ぼす考えは持っておりませんのでございます。

○島清君 私は関連質問をしたのですから、私の時間あとでよろしいです。ことにいたしました……

○阿部竹松君 関連。理事会ではきょう午後四時までこの委員会を開催するといふようにきまつたように伺いたしました。各々が、ここで御説明を聞いておると、各々からそれぞれおいでになつて御答弁をなさつておるようでありまして、二十分でも三十分でも、できれば通産大臣においでを願つて、そこではっきりした御答弁をいただかなければ、各省で各個ばらばらな御答弁をいただいて、これはわかりませんというやうなことは、実に困るわけです。ということは、一つの砲弾を作るにしても、戦車のホイールを作るにしても、やはり労力費が幾らかかつて、何が幾らかかつておるというところで、やはり通商産業省は指導しておられるという

ように判断しておるわけです。肝心かなめのところがわからぬで、まことに困るわけなんです。もしできれば、通産大臣二十分でも三十分でもけつこうですから、一つ御出席を願ひといふふうにお願ひいたします。

そこで参考人の方が時間がなかつたと思ひますので、近藤委員に御了解を願つて、二つ三つ伺ひたいと思ひますが、その前に政府の御答弁を願ひたいことは、日米合同委員会の特別委員会というのをごさいますね、たとえば一九五六年の十月、これはアメリカさんの方はC・F・レイ海軍中佐、日本の方は新納さん、この外各四名ずつおいでになつて特別委員会を開いておる特別委員会ですね、これは常設であるか、それとも問題によつて開くのか、その点まず一つ伺ひします。

○政府委員(徳永久次君) お答え申し上げます。先ほど御指摘ございました委員会は、特需調達に關連しまして起りますいろいろな問題を処理しようといふことでございまして、常設の機関でございます。そういたしました原則的には二週間に一回開くということ、あとまあその間に随時問題が起れば開くといふやうな段取りで取り運んでおります。

○阿部竹松君 そろしますと、三十一年の二月の三日ですね、本問題について閣議の三項目にわたる決定事項がございまして、これに該当したところがあるか、該当したところがあれば、その内容についてお知らせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) 私直接会議に出ておるわけはございませませんが、この今お尋ねがございました日米の委

員会で、特需対策に關連して、先ほど内閣の賀屋さんからお話しになりましたやうな事項につきまして、日米間で折衝事項になりましたこと、具体的な議題になつたことを申し上げます。いろいろ問題になつておられます。たとえば特需を、先ほど参考人からもいろいろお話がございました、なるべく計画的に出してもいいといふやうなことで、これは幾たびか問題になつております。それからあるいは先ほどまた参考人からお話が出ましたいわゆる車両新特需といひますが、そういうやうなものが出さうだといふことで、これはまあ業界も非常に望むといひますが、希望もしておられます。われわれとしまして、いづつごろの程度のもので、物になるのかならないのかといふやうなことも知りたいたいでございまして、そのことも幾たびか問題に出しております。また、日米間の慣習等の違いから契約条項等にいろいろトラブルが出て参つております。退職等の場合におきます解雇手当といふやうなことも、しきたりの違いから当初の間うまくいかなかつた点もいろいろあつたこともございまして、そういう問題が、その会議においてある程度出たといふやうなこともございまして、まあ、一々出たわけではございませませんが、この問題をめぐりまして設けられた委員会でございますので、いろいろ問題になつておりますことは、随時その日米相互間の委員会におきまして議題にし、少しでも事態の改善をはからうといふやうにやつております。

○阿部竹松君 私の二番目の質問は、日米合同委員会とか、特別対策委員会

の内容は第一問だつたんです。二番目は昨年の二月の三日に、特需の減少とそれから国連軍の引き揚げについて閣議で三つの対策を立てておるわけですね。そして、それについてそれぞれ対策を立てておるけれども、ペーパープランに終つたのか、ペーパープランに終つなければ一体どういふことをやりましたかといふことをお聞きしておるわけです。それがもう一度御答弁をお願いしたいということ、それから最初参考人の方々の開陳の中にもございましたが、政府委員の答弁の中にもありました。初めはとにかく一本でやつたんですね、間接といふのが一本であつたのが、直接と間接と分れたといふことをお聞きしました。ただ片一方は根本原因について、ただ片一方は基地であるとか、片一方は基地でないといふやうなばく然としたことでなくして、なぜ二つになつたかといふことについて、一つ根本原因をお伺ひいたします。

○政府委員(徳永久次君) 先ほど賀屋さんからいろいろ御説明申し上げましたのですが、それがどの程度の成果を上げたかといふお尋ねかと思ひます。問題によりまして、そうきちんとしてないものもございましてございまして、先ほどの説明にございまして、発注をなるべく計画的にといふ問題につきましては、これはアメリカ側、むしろ日本政府側から幾たびか要望もいたしておりますが、先ほど参考人からもお話しございましたように、突き詰めたことといたしましては、結局アメリカは、発注をいたしております、日本におります軍自身

も、長期的なプランそのものを持たないという実態があるわけでございます。それが、アメリカの国会の予算の關係もありまして、アメリカ軍の機密事項になるというやうなこともございまして、あるいはその他関連します外交問題といひますかといふやうなものもございまして、そういう複雑な要素からきまりますことでもありまして、五年、十年先の計画をどうこう示せといひまして、向うも答えやうがないやうな問題もございまして、ただ、その結果としまして、従来非常に無計画と申しますか、あるケースの場合には人員削減を要求し、注文量も減つたから減らせと言つて、数カ月になりまして、注文がふえたから、また一つふやしてくれといったやうなことが現実につつたりいたしておりますし、それからさらに、解雇通知が非常に突如として来るというやうなこともありまして、そういう点を、いろいろ事例に即し、こんなことをやられては仕事をしておられぬ、業者、労働者が困るというやうなことを訴へまして、最近におきましては、今人員縮小等の場合の通知を三月前によこすといひますか、それはその後の事態の改善といひますか、三月前には出すといふやうに最近はなつてきていふやうのが、ある意味の進歩と言へば進歩でございまして、しかし、究極の目的といひますか、長期間の、何年先の計画をどういふやうなことにきまつては、われわれの希望通り目的を達しては、ない。また、それは達し得ることは非常にむずかしい問題でもあらうといふやうな状況に相なつております。

それから雇用者の不幸にして解雇が
出た場合の実際上の問題は、アメ
リカに対する要求といふより、日
本側の処置の問題がいろいろ多いわけ
であります。その問題につきまして
は、ある程度具体的なケースに即して
は処置はいたしておるつもりでござい
ます。参考人の要望にもございました
万が一、事業を転換なさるといふよう
な場合、そういう場合に、いわゆる民
需転換をなさるといふ場合に、国家資
金の援助といふか、開銀なりその
他政府機関の援助といふようなもの、
これも先ほど賀屋さんからきかれて抽
象的に御返事がありましたのでござい
ますが、政府部内としてはそのつもり
で処置いたしておりました。現実の例
といたしまして、従来の特需をやつて
おられる方がほかの仕事に入ります場
合に、開銀の資金の御援助で設備資金
をお手伝い申し上げるというところを
取り進んでおることもございますし、
あるいは転換労働者といふか、転
換労働者の関連につきまして、中小企
業関係の資金なり、あるいは資材とい
いますか、トラックの入手とか、その
他の面につきましてもお手伝いをして
おることもございますし、それらは、
実際のケースが出た場合にいろいろ
措置を取り進んでおるのであります。
それからこの中で、これは皆さん
も御承知でございますが、まとも
出た場合は、ケースは前年の具の
例でございますが、具の場合は、特需
とはちよつと違いますが、駐留軍が大
幅に一挙に引き揚げたというようなこ
とから、大へんな問題が起りましたの
であります。これに對しまして、具
地区におきます全体的な失業対策、

あるいは産業転換等につきましては、
これも政府部内相互間でいろいろ処置
をとりましたけれども、通産省関係で
申しましても、具地区につきまして産
業的な更生をはかるといふようなこと
から、あの地区におきます新しい産
業誘致のための必要な要素になりま
す。工業用水を急速に整備しまして、
新しい産業が来やすい条件を整備し、
あるいは今までもありました産業が伸び
やすい条件を作るといふようなことを
いたしましたこともございます。建設省
その他で、公共事業費その他の配分
につきましても、格別の優遇的な特別措
置をとりましてやつておりますこと
も、皆様の御承知の通りでございます
す。

○阿部竹松君 基地で働く、作業する
人が、B方式によつて特需といふこと
になつて、調達庁を通じて直接とい
ふことになつて、直接と間接と二つ
に分れておるのですが、行政協定の第
十二条の二項によれば、日本経済に不
利と判断される場合は、十分協議する
ような条項があるわけですね。そうし
ますと、さいぜん藤田さん、あるいは
近藤参考人のお話を聞きますと、これ
は直接交渉でなく間接交渉にしてほし
いというふうな意味の意見の開陳があ
るわけですね。政府のさいぜんの答弁と
今の御答弁を聞くと、アメリカさんが
一切拒否して直接と間接と分れておる
ものか、あるいは日本の国家の予算が
なくて、つまり金がないと、アメリカ
さんの意向にかかわらず、直接と間接
と分れておるか、ここがどうもあい
まいなこととしてわからぬわけですね。
そういう点について、どういう理由で間接
と直接に分れておるかといふことをお

聞きしたいわけですね。アメリカさん
が、第二条を引っぱり出して交渉して
も、がんとして交渉に應じないのか、
あるいは間接交渉をすれば、日本政府
が持ち出しをやらなければならぬか
から、二つに分れておるのか、こうい
うことを明確に御答弁をいただかなけ
れば、われわれとしてどうしなさい、こ
うしなさいという意見は申し上げるこ
とはできないので、この辺を簡單明瞭
でかつこうですから、そのものずばり
で御答弁願ひたい。このことはまず政
府にお伺ひいたします。

それから藤田さんと近藤さんにお伺
ひしますが、さいぜんも若干意見の中
で出ておるわけですから、今までも
やつてこられたのよりも、今度は間接
にしてほしい、間接にしたいだいた
いというふうな意見がありました。が、
そういうことについて、つまり通産省
とかが、あるいは調達庁とかが、ある
いは外務省、こういうところはどうい
う働きかけをなされたか、その結果が
どうであつたかといふことを一つお二
人にお伺ひいたします。

○西川弥平治君 議事進行。皆さんが
非常に御熱心な御質問をなさつておら
れますので、こういうことを申し上げ
ることはちよつとどうかとも思います
が、きよりは参考人の方をお呼びに
なつておるのでありますから、なるべ
く参考人の方に一つ御質問をよけい
願つて、そして政府当局には、また別
の機会になるべく一つ御質問願ひたい
と私は希望を申し上げたいと同時に、
政府当局も答弁は非常に懇切丁寧で
かつこうでございますけれども、なる
べく一つ簡潔に、要点をつかんで質問
に対して答弁をしていただきたいとい

うことを、お願い申し上げておきま
す。

○委員長(松澤兼人君) 西川君からた
だいま議事進行について御発言があり
ましたが、私も適当な御発言だと思
つたのであります。しかし、参考人の意見
の開陳を主として、その対策としてや
はり政府側の意見も聞かなければなら
ないといふことで、政府側への質問に
對しては、政府側から答弁してもら
うようにしております。あまりもう後日
再び政府に對して質問して御答弁願
ひたいことも、もう時間がございま
せんで、その点でしんぼう願ひます。な
るべく質問者も、あるいは答弁者も、
簡便に要領を得た質問、御答弁を願
ひたいことは全く同感でございます。先ほど
阿部君の御質問でありました直接とい
間接との契約方式がどうして分れたか、
一方は直接が一方は間接がある
といふ点につきましては、政府側のど
なたから答弁願ひますか……。

○説明員(小宮山賢君) ではお答えい
たします。今までの、講和条約発効に
なりましたまでの間接調達と直接調達の
経緯についてお答え申し上げます。

御承知の通り、調達庁の前身の特別
調達庁と申しますのは、二十二年の
四月、特別調達法によりまして、い
わゆる占領軍の需要する工事である
と、需品であるとか、役務である
とか、不動産であるとか、労務である
とか、そういうものを、駐留軍の調
達を日本が受けまして、それを
求書を日本が受けまして、それを
駐留軍がじかに日本から終戦処理
費を、今の防衛分担金のように金を
らつて直接買取りという形式ではなく、
日本政府に要求を出す、そして日本政
府は日本の法規、習慣によりまして一

格の間に非常な差があったり、いろいろ混乱がありました。とにかく二十五年の朝鮮動乱後、間接調達と直接調達が二元的に並行して、その間にいろいろ問題が起きた時期であったのでございます。ところが、その翌年の二十六年五月に、リッジウェイ、前の最高司令官がこういふ声明を発表いたしました。つまり、終戦処理費相当額の半額を二十六年七月のアメリカ会計年度以降負担する、そのかわり対日援助資金を削減するというふうな声明を發したわけでございます。従いまして終戦処理費による特別調達庁が扱っておりました調達量の約半分というものが、理屈の上では今度はアメリカが調達するという形になったわけでございます。そのとき間接調達を担当しておりましたわれわれは、その半額負担してくれぬ……これは特需と別の、国連活動とは別のものではございますが、つまり占領経費ということになるのです。その半分をアメリカが、金は持つが、調達庁を通じて間接調達にしてくれぬのか、それとも国連の調達と同様に、アメリカが直接に買うのかという点について、いろいろ米側と折衝したのでございますが、そのあとスキャッピンというのが出まして、今度はそのアメリカ側が半分負担する占領経費につきまして、そのサービスのサプライを、日本政府との契約に基いて調達することができるようになる。今までの調達要求書がいわゆる敗戦に基く公権力的な要求でしたが、国と国のコントラクトに基いて調達を認めるようにする、そうしてその権限は調達庁が所管するといふふうなスキャッピンが出たわけでございます。

それによりまして、われわれといたしましては、半分にになりました。占領経費のうち、アメリカで負担する部分が、そのスキャッピンによって、当然間接調達されるというふうな考えでございまして、そのために特に終戦処理費から七十五億の回転基金を作り、今の特別調達資金というのを作ったのでございまして、沿革的にいいますと、米側はそのスキャッピンによって一度も物や役務の提供の要求は、日本政府にいたしませんでした。ただ、労働者の提供だけをそのスキャッピンによって、契約に基いて日本政府でやれといふふうな命令を出して参ったわけでございます。従いまして二十六年五月以降には、特別調達庁で間接調達をやる、それから残りの半分につきましては、スキャッピンによって日本政府にやらせることができるようになっておりましたけれども、労働だけが間接調達の形態をとった。そうして国連に伴うもの、またその他沖繩とか、朝鮮復興資金とか、いろいろありましたが、そういうものについては直接調達の形態、それがそのまま講和条約にすり込んでおいてございまして、講和条約に切りかえまして、いろいろその後の受注につきまして、防衛分担金ともからんで、間接受注か、直接受注かという点に、いろいろ問題になったのでございまして、結果的に現在のようになり、動産と労務の提供は、調達庁が間接調達をする。しかし、その基地の維持に必要なものは、工事やサービスの行政協定によりまして、米側が業者の自由選択権を得るといふふうな現在の形に

切りかわった歴史、経緯でございます。切りかわった歴史、経緯でございます。○阿部竹松君 簡単に伺います。別には国家の予算に關係がないわけですね、二つになったというところは。○政府委員(徳永久次君) 別にありません。○阿部竹松君 参考人の方の御意見を伺います。○参考人(藤田龍次君) 二十六年の八月から二十七年の一月にかけて要望書を政府に三回くらい出して参りましたが、何ら実現はございませんでした。○参考人(近藤誠君) われわれの場合も、大きな首切りの場合とか、あるいはその他の場合におきましても、最初は公契約法の制定をしてくれ、そういうふうな表現でしたが、昭和二十七年前後から調達という表現を用いまして、政府あるいは国会、各省、あらゆるところに要請をして参りましたが、政府の内部のそれぞれの各省の御答弁には、各省なりのそれぞれのニュアンスの違いがあったようであります。先ほど政府の方から申されました間接調達にしても、実際的に何ら変りがない、こういうふうな見解がございまして、こういうふうな特需が無限に続くというのを考えておられる方は一人もおりませんので、これがいつかはなくなるのだという前提は持っております。それから計画的な、たとえば今後の作業量を明示しろというところは、間接調達になってもこれは変りない、こういうことを言われておりますが、この点については努力の結果いかんで、方向が変ってくるのではないかと、そういうふうに考えております。しかしながら、そ

うい一定の制約があつても、現在のうちに米政府が一業者という、非常に力強い比較にならぬような大きな力の違いが契約をせられるような契約条項が、どういふ結果をもたらすか、そういう点につきましては、たとえば人選の場合についても、雇用労働者に對しまして調達庁が大きくらんで、三軍の場合の雇用のそれぞれのデコボコを見渡して、適当な配置転換等によって、その犠牲者の数を緩和するといふ措置もとられております。もちろん、閣議了解にありまして、整理者をそれぞれ同一企業のとこに配置転換を指導するところまでありますが、しかし、それだけでは各企業の自由企業の建前が申しまして、配置転換ができるわけでもございせんし、一定の提供すべき定員も、これだけ削るといふ命令が一業者に来た場合には、これは横の連絡ではなくて、その業者の企業内への犠牲をこうひつてしまふ。そういう点を間接調達として政府がにらんだ場合に、現在の特需の二万人という量の雇用の増減によって、これを調整するよう努力も出てくるのではないかと、こういうことを申し上げて、いろいろお願い申し上げましたが、現在のところ依然として何の解決も見えておらぬということでござい

ます。○阿部竹松君 米軍の外地進駐には、日本ばかりではなくて、ドイツとかフランスのノルマンジーの大平原ですか、あそこへ北大西洋の条約によって米軍が進駐しておるわけですね。そこへ進駐しておいて、今戦争がないから戦車がいたんだら、あるいは飛行機が、そういうこともありませんが、おそろく日本と同じように、向うでも労働者の提供を願つたり、あるいはそれぞれ戦車あるいはまた、その他の軍需物資の調達をやつておると思うのですが、そういう点と日本の現状との比較、それをちよつとお知らせいたしたいと思ひます。○政府委員(徳永久次君) 私ども、今日ちよつと外務省の人がいらつしやいませんで、正確に存じているわけでございますが、この問題政府内でいろいろ議論したこともございまして、その際聞いておりますことによりまして、米軍が世界の各地に駐留をいたしておりますわけでございますが、その際におきます、それらの国々からの物資調達につきましては、ただいま日本がやっておりますように、米軍が自分で直接調達するといふ形でございます。これがまあ一般の例でございます。まあ、これは少し立ち入つたあれになります。賠償におきましても、同じ方針をとつておりますわけでございます。結局、買手が直接買いたい物を、その供給者側と契約するといふことが最も簡単明瞭といひます。か、いろいろ面倒もあるかもしれせんが、間接的ない面もあるかもしれせんが、たゞ、マイナスイメージをいろいろ出で参るといふようなこともございまして、これが国際上も一般の通例であり、また、実際問題として、最も適切な方法であらうといふようなことでございまして、正確に日米行政協定がございまして、たゞその問題に對する議論の詳細な内容は存じませんが、何も日本が特別に変わったことをしているわけじゃない、きわめてありふれたことをしているといふのが実情であります。

○阿部竹松君 最後の一つだけお伺い

したいと思ひます。内容は十分わかりませんが、労務費が九四、五%を占めておられるわけですか。しかし、その一人当りの賃金が高くて、九六%占めておられるのであれば、これは問題ないわけですが、ほかの一般産業と比較して非常に安い、安いけれども九六%占めておられる、こういうことは、もう軍事修理工場とか、あるいはまた、何々会社というところとでなくして、われわれ平たい言葉で言えば、人夫供給会社、こういうような、端的な言葉で表現すれば、これにならうかと思ひます。従いまして、経営者と労働組合と折衝するとか、あるいはまた、経営の配分について話し合ふとか、こういう余地はおそらく毛頭ない。従つて、やはり現在の発注している額を上げる以外には、もう生きていく方法がない、こういうような状態にならうかと思ひます。従いまして、今度は汽車賃も上がる、あるいは電車賃も上がる、小さく言えば風呂賃から豆腐の値段まで、おそろく七、八月になつたら、主食の値段も上がる、一千億円の減税と言つておられるけれども、ここで働く労務者諸君はおそらく減税の対象になつておられる人は一人もおられない。従いまして、将来に対する確固たる見通しは、今二つに分れておられるけれども、将来一本にするなり、こういう政策が政府にあるかどうか、あるいはこれを一体どういうふうな持つていくか、こういう三つの点について、一つ明確に御答弁をお願いしたいと思います。そうであれば将来は不安定であるし、現在の賃金は安いし、さいせん近藤さんの答弁の中にもありました通り、といつて

なかなかよそへ行つても仕事がないといふことで、泣きの涙で働かなければならぬといふことで、まことに悲惨な状態なんでありまして。従いまして、政府当局において二本建てにいかなければならぬといふことになれば、しからば、それはどういふふうにして救済していくかといふ手を打たなければなら

ませんし、あるいは十二条の二項目によつてアメリカと交渉して、そうして一本にするとか、あるいは競争入札ですか、そういうふうな方法についても、当然各省において、やはり指導しなればならぬでしようし、そういう問題について明確な将来のあり方についての御答弁をお願いいたしまして、私の質問を打ち切りませう。

○政府委員(徳永久次君) 非常にむずかしい問題でございますが、そういう申し上げ方をすると、しかられるかもしれないけれども、この問題、特需というものが本質的に、日本のまあ経済の中の一つの現象でございますので、これを非常に長続きするものとして、また、させたいものとして日本政府が考えるという、そういう態度は、必ずしも政府内ではとっておりません。それはまあ御承知のように、いろいろな際、日本の経済自立の際には、特需はなくなつても、日本の経済自立は達成できるようにというものが、政策の基本になつておる、そういうふうな事情もございまして、それから問題自身はむずかしい、ことに日本の希望で長続きせ得ないという点もありまして、しかし、その間におきまして、現実には二万人の人が働いておられまして、それから今おあげになりました八社の仕事におきまして、量としまして

て本年二千三、四百万ドルの仕事をしていらつしやるというところ、この現実も日本の経済を目的的に見ました場合に、非常に大きな問題であると思ふ。

そこで、結局その間におきまして、政府のやつておられますことは、大局的に減ることを覚悟しなければならぬ仕事であるかもしれないが、しかし減るとしてもその減り方がショックに來ないことが望ましいし、もし、それが日本向けの仕事であるならば、長くではなくてもふえるチャンスがあるなら、ふえることは望ましいと言つては語弊がありますけれども、あつていいことだ、まあ、いわばそういう基本的な気持でございますが、のちで現実の摩擦を極力少くする面に力を注いでいくと思ひます。それがまあ政府の全般を通じておられる仕方であると思ひます。そういうことを考えておられます。従いましてお尋ねのように根本的にどうするか、ああるかと言われましますと、そういう態度は、根本的にこうします、ああしますというふうな確たるものができていない。しかし、現実には特需の作業を通じて、その作業を通じて起りますいろいろな問題を少しでもよりよく、少しでもスムーズに、少しでもトラブルが少く運ぶというふうなところ、できるだけ政府としてもお手伝いをしよう、それがまあ政府の態度といひますか、従いましてこれを一つめ聞かれますと、根本対策がなつていないじゃないかといふふうにも見られるかと思ひますけれども、それがこの問題の本質が問題の性質上そこにあるのじゃないかといふ気がいたします。

○阿貝根登君 時間がないので簡単に質問いたしますが、まず藤田参考人にお尋ねいたしますが、「米軍と会社の契約」といふものを資料にもらつておられますが、会社とは何を指すのか。現在の七社を指すものであるか、それともそれ以外のあらゆる社も含めたものであるか、その点を一つ御質問申し上げます。

○参考人(藤田隆次君) お答えいたします。私といたしましては会員の会社八社の意味で申し上げております。

○阿貝根登君 八社となりまして、競争入札といふことになつておりますが、先ほどの近藤参考人の御説明にもありましたように、ほとんど見積りの九〇%は人件費、いわゆる技術であり、原料から、資材から、あらゆる面を考慮して入札をするのでございまして、これは技術であり、人であるわけですが、一番簡単な入札だ、かように思ひますが、その点いかがですか。

○参考人(藤田隆次君) お答えいたします。アメリカの特需の仕事と申しますのは、普通現在の状態では、経験のないところでは非常にむずかしい状態がございまして、と申しますのは、アメリカの調達方式、あるいは部品供給その他の面でこの経験がないものには、簡単に競争入札をいたしても、円満に進んで行くといふことはできないと思ひます。そういう意味からとしまして、仕事量とを合せまして、大体八社でやつておられますものが、ほぼその数量と見合うことになると思ひます。

○阿貝根登君 その通りだろふと思ふのです。一人一時間何セントというものが基礎になつておられて、例が出て

おりますが、これは例の書き直した方が間違つておられるのじゃないかと私は思ふのです。一般管理費が一・七九、工場経営が二・〇六、利益が六%、労務費が九六・一五%、こういう例が出されておられるわけですね。そういうものと、結局は労働力を、技術を一時間何セント納めるといふことが競争になるかといふに思ふのですが、さうです

か。

○参考人(藤田隆次君) お答えいたします。アメリカの契約方式にはいろいろございまして、われわれの経験いたしました範囲におきましては、従来は単価契約と申しまして、車一台について幾らといふような、アメリカで申しますとエンド・アイテム・コントラクト、こういうものが普通に行われておりました。ところが事実数般的な未確定要素が非常に多いといふことで、その損害をこうむります責任がアメリカにあるのか、日本にあるのかといふことに、非常にむずかしい問題が往々起りまして、特に最近の会員各社のやつておられますのは、タイム・アンド・マテリアル・コントラクトと、こう申しまして、一時間当たり幾らという契約になつておられます。この場合でございまして、部品だとか、供給の不十分な点がありましてした場合でも、そのまま直接これを取り得る、こういうことでやつておられます。ただ、業者間に別々に契約をいたしますものですか、内容においては幾分の違いが出てきておられます。しかし、現在のところでは、この問題で業者間に摩擦が起つておられることはございせん。

○阿貝根登君 業者間に摩擦が起つておられないといふことをお聞きしたので

すが、私は起ればおかしいと思うので
す。それよりも米軍と会社の契約の中
において、そういう入札の方法をとる
ということではなくて、わずかに七社か八
社であるならば、これは窓口を一本に
しほると、業者自体にでもそのくらい
の考えがあるかどうか。摩擦はないと
言いながら、お互いが一時間の準備を
きめる場合にはその大部分は人件費に
なっていると、こういうことになるな
らば、人間を減らすか、賃金を減らすか
という以外にないと思うのです。きわ
めて単純なものであると思う。そうす
れば非常に複雑なものでさえも、ほと
んど業者は話し合つてやつておられる
のに、米軍では窓口は一本で、会社は
八本、そして競争している。こうい
うことについて契約の変更を米軍とや
るような考えがあるかどうか、その点
についてお尋ねいたします。

○参考人(藤田次君) ただいまの御
質問でございますが、現在契約者の間
の競争入札という形ではございませ
が、地域がほとんどばらばらなところ
にございまして、各社異なった状態の
上にあります。その労務費におきまし
ては、大体そんなにひどい違いはない
のでございます。もちろん、これを一
本にまとめまして、一県とか、一つ
の公団みたいな形にしまして、そうし
てそれによって米軍と交渉するとい
うことが、アメリカが許し得るものな
らば、それでもまことにけっこうだろ
う、こういうふうに思ふ次第でござい
ます。

○阿具根登君 そういたしますと、向
う様次第だと、こちらから積極的には
考えておられない。そうして間接契約
を、間接雇用を希望されておるとい

ことになれば、会社自体はちつとも責
任はお感じにならないで、そして間
接雇用というものは失業があつた場合
に、あるいは米軍が引き揚げた場合に
のみ考えられて、そういう場合には一
つ政府さん見て下さい、政府が見るべ
きだと、こういうお考えですか。

○参考人(藤田次君) お答えいたし
ます。そういう考えではございませ
ん。会社は御承知のごとく、この八社
の大部分が他の転業の仕事も逐次や
つております。そういう状態にありま
して、全部間接調達に關しましては、先
ほどお話ししましたように、二十六年八
月から二十七年一月にかけて要請書は
出してあります。しかし、これが何ら
実現を見ておりませんので、なおさら
各社ともにこういうことに關してい
ろいろ集り合ひまして、そして新しい
道の方法はとつておる次第でございま
す。

○阿具根登君 その新しい道というの
は、どういふものですか。

○参考人(藤田次君) これは各社に
よつて違いますけれども、私の会社を
例に引いて申しますと、エンジンをや
つての特許を購入いたしましてやつて
いるとか、また自衛隊の仕事をやつて
おります。そういう状態でございます。

○阿具根登君 政府側にお尋ねいた
しますが、現在本国会においても中小企
業団体系等が出されておる、あるいは
航空機製造事業法等が出されてあり
ますが、これはいずれも過当競争を防
ぐために一つのグループを作る、組合
を作るという性格でやつておられると
思ふのでありますが、本問題について

は、通産省の立場としてはどういふお
考えを持っておられますか。

○政府委員(徳永久次君) 具体的に中
小企業安定法とか、航空機製造事業法
を適用し得るかといふと、工場の
現員、人数から見まして、この点に
当てはまらないと思ひます。従いまし
てあとそれを規律しますものは、ただ
いまの独禁法が問題になるというこ
とは、国内法で問題になる。独禁法で
きまして、そのいずれの企業が危殆
に瀕するほどの、存立が困難に陥るほ
どの過当競争になつておるといふほ
どの実態ではないのではないかと、い
ふに考えております。それからさら
に、日米行政協定の文句に何も出てお
るわけじゃございせんけれども、日
本の同業者間の談合といふと、い
ふよりなことは、これはほかの通商一
般の際にも問題になりましたので
が、同様な意味におきまして、その形
での事態の改善救済、同業者間の協定
という形の改善救済といふことは、
国内法あるいは一般、日米通商航海条
約とか、あるいは他の等から見まして
相当の困難があるのじゃないかとい
ふに考えます。

○阿具根登君 困難があるからとい
うことですが、困難は何とかして打開
しなければできないのです。この業者の
方々の資料をいただきまして、藤田
さんの方はよくわかりませんが、富士
自動車等は五億数千万円の資本金で
やつておられる。あるいは少いところ
でも三千万、多いところでは八億四千
万からのこれは大企業です。だからこ
れは適用はできません。しかし、これ
は会社の事業内容であつて、本問題に
關する限りは、これは人だけを出して

いる、人入れ稼業である。先ほど阿部
委員も言つておりましたけれども、そ
れに適した人を提供しているだけの仕
事だと私は思ふ。そうなりますと、独
禁法その他の関係とはまた違った問題
が出てくるのじゃないか。先ほど
数名の方から質問されておりますの
で、重複は避けさせていただきます。な
ぜこれを直接雇用にしなればならないか
という問題は、もう解消しておるじや
ないか。その後こういふ問題を強力に
交渉されたことがあるかどうか。これ
は昨年労働委員会を取り上げられてお
ります。その後の経過がわかつてお
つたら、お知らせ願ひます。

○政府委員(徳永久次君) ちょっと御
説明を要するかと思ひますが、ただ
いまの問題は、むしろ正確には藤田参
事からお聞き願ひすればよろしいか
と思ひますが、契約内容が工数を見な
がらきめておるという事でございま
す。それは契約の原価計算といふ
が、原価計算の見方としてどうい
うアメリカ式の詳細な行き方をすると、工
数別にその仕事の内容をはじいてみて
適正なる価格といふと、対価とい
ふものを払ふことにしておるとい
うこととしまして、全体的に見ました
米軍と、それからその仕事を受けてお
られます各特需会社との関係は、人入れ
稼業といふと、そういう実態のもの
では毛頭ないと私は考えますが、そ
れは飛行機のオーバーホール等の場合
でも、同じでございまして、仕
事の複雑なものにつきましては、それ
の適正な原価計算の把握といひます
か、ということのために、仕事の内容
に即した工数をはき出して見てお
ると、そして今の常識的なある工数分

析した工数に定めて、また労働の
内容も違ひますが、技術的なむずかし
さ、単純労働など、いろいろむずかし
さがございまして、それに定めた単
価をかけ合せながら、適正原価を出
しておる、そういうものではないかと思
ひます。

○阿具根登君 それでは藤田参事人に
お尋ねいたしますが、私どもが人入れ
稼業といふよりなことを申し上げてい
るが、徳永局長よりそうではないとい
うことを聞いたのですが、それでは単
に入入れ稼業といふは昔のような考
え方をされる、たとえば労働だけを提
供するといふようなことを連想される
かわかりませんが、その技術
を持った人を入れておる。私はそれに
対する資材とか、原料とかそういう
のは、一切単価の中に含んでおらない
と、かように思つておるのですが、そ
の点はいかがでございますか。

○参考人(藤田次君) お答えいた
します。契約のマン・アワー単価、一
時間当たりの価格といふものの構成は、今
御質問を受けた通りの大部分が労務費
に當つております。ただし、これがい
わゆる人夫的なものの構成ではござい
ませんで、綿密に各技術を中心にして
考え上げましたコストになるわけで
ございまして。そういう意味で、これには
材料費といふものは一切含んでおりま
せん。材料費は別途にいたします。
○阿具根登君 時間がありませんが、
簡単に質問いたしますが、そういう
方ですと、相当高な技術を持つてお
る方ではないですか、こういうこと
に、駐留軍労働者も相当な技術は要
ると思ふのでありますけれども、そうい

う方々以上に特殊な技術を持つておられる方だ、こういうことになると思うのですが、それが正しいとするならば、その人方の現在の給与問題は、当然その使用者の藤田参考人といましては、どういふようにお考えになつておられるか。

○参考人(藤田参考人) お答えいたします。非常に高度の技術を、特に御承知のようにエンジンとか特殊なものをやつておられますところには高度の者もおりますし、また、難役的な性格の者もその中には入つております。その意味でその間には相当の差もついております。われわれといつたしましては、アメリカから、この仕事を始めましてから、順次定期的と申しますか、毎年賃上げを行つておりました、その実績に従ひまして次の契約を履行している、締結している、こういうような状態にございます。ですからほかの工業と比べまして特に低いとも思いませんし、決して高いものとも思つておりません。

○阿具根登君 それじゃあ通産省の方に……、まあ調達庁でもけつこうですが、結論をお伺いいたしますが、先ほど阿部委員からの結論の御質問の場合に、非常に答えにくいというところでございましたが、このまま聞きつづけたのでは、これは去年労働委員会で行つたのと一歩も出ないことになるわけなんです。ところが、政府自体もこのままではいけない。特需が永久に続くわけではなく、これは人員の配置転換に莫大な金がかかるだろうし、首を切らなければならない、こういうことになつてくると思う。そういういたしますと、政府としてはこの問題はどうか考え

るのだということが出てくるわけなんです。たとへば会社と米軍との契約を変えとか、あるいは窓口を一本にするとか、あるいは間接雇用にするとか、何かの方法がなからねば、このまま業者も労働者も非常に不安な状態に置かれておる、これは解消できない。それでこれをどういふようにお考えになつておるか。同じような質問になりましたけれども、まあ、結論としてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(徳永久次君) 直接のお答えにならないで、しかられるかもしれないが、先ほど参考人からもお話がございましたように、目先の考えました場合に、この車両特需関係につきましては、今はある意味で小康を得ておるといいますか、むしろ希望がさしているといひますか、そういうような実は段階でございします。ただし、その内容は正確に把握ができておりません。と申しますのは、新しい大きな特需が来そうかどうか、動きが、はつきりと押えておりません。動きがありながら、これがいつどういふように具体的になるかというのを、いろいろアメリカさんに問ひだしておられますけれども、はつきりはなつていない。しかし、業界の人々もそういう希望をいたしておられますし、私も、それが少しでも早く確定のものになることとあることで、この問題の方にまあでるだけのことをしつとあるという状況でございます。なおそれでも根本的な解決になるわけではございません。しかし、ここ数年分といひますか、相当今までのよりいい仕事になるという意味におきまして、この問題も長い目で見まして

永久に続くものではございませんけれども、それがものになれば、ある期間ある程度の安定感が得られる、それが一番いいお手伝いになるのではないかと、そういうことで、それに政府も期待し、同時にアメリカ側にもそれが早く実現するように頼んでおる。ところが現地でははつきりそれに対する権限を得ておりませんので、本國がきめることになつております。しかし、本國からいろいろ調査も来ておりますし、若干のわれわれ望めない望みではないといふことで、その方に今主力をあげつつある状況でございます。

○阿具根登君 私は通産省にそういうことをお尋ねしておるわけではないのです。通産省としては、これはそういうことじゃなくて、これは調達庁なら調達庁でやつていただきたいというふうなお考えがないならば、これはいつまでたつても、たとえば特需がふえても、その特需がいつなくなるかわからない。今度は従業員が二万人から三万人になれば、三万人の人々が心配、不安の上に仕事をしなければならぬことになると思ふ。私が期待しておつたのは、通産省としては、これはやはり同じ駐留軍の仕事をしていただくといふことになるならば、これは間接と直接と二つに分けておるの困るからというお考えがあるかと思つたが、通産省自体がそういう考えなら解決できないと思ふ。

それで調達庁に今の問題につきまして、間接と直接と二つあるのを、調達庁としては、もうこれ以上はごめんだと思つておられるのか、同じような条件のもとに働いておられるならば、これは同じような雇用関係を結ぶべきであるといふお考えを持つておられるか、これをとお尋ねいたします。

○政府委員(小里玲君) 労働者の問題につきまして、同じような仕事を、一方では調達庁という政府が中に入つて間接雇用、使つるのは米軍、こういうものを調達庁が一応雇用主ということになつていろいろなめんどろを見ていゝ。一方、特需関係はそういう形をとつていない。現実にはそういうふうに分れておるのではありませんが、特需関係の他のLSO、駐留軍労働者が、やはりアメリカ軍が順次撤退をして参りますそれに伴ひまして、雇用しておられます労働者の解雇問題というのがしつとちやう問題になつておるのではありませんが、これは軍がだんだん撤退して参りますにつれて、使つておる労働者が減るというところは、これはやむを得ないといふことで、その減ること自体については、人員整理自体について、できるだけスムーズにいふようにといふことで現在までやつておるわけでございますが、そういうことで解雇になつた労働者が、形を変えて特需、あるいは新特需といった方面にいくといふことが現実としてあるものであります。ただいま特需、新特需関係で働いておられる労働者の相当多数の方が、駐留軍労働者であつた、LSOの労働者であつたという方がおられるのであります。そこで先ほど来その労働条件の問題、あるいはいろいろな問題の解決に對処するにたいしての問題等、いろいろ御討議がございましたが、調達庁といひましたのは、一方をいふに軍がだんだん撤退をして参りますにつれて、人員整理が行われ、それがこの特需、新特需の方に行く。これが軍の直

接使つております予算関係と、特需、新特需関係の予算関係は、私も詳しいことは存じませんが、これがなかなかアメリカ本國等にも関係をもちまして、簡単ではないのであります。駐留軍関係としては、駐留軍の直接雇用者としては人員整理をするけれども、特需、新特需の面として予算が出るという関係もございします。これをただいま御質問ございましたように、特需、新特需関係の労働関係を、調達庁でやつておきますような間接雇用の形式に持つていくといふことは、非常に困難、不可能なことだといふふうに考えております。

○阿具根登君 最後に要望申し上げておきますが、もちろん非常に困難であるから、今日までできておらないと思ふのです。また、相手が米軍であるから、非常に折衝される皆さんも御苦労が多いことだとは思ふのですけれども、仕事をしておるのには日本です。日本人が日本の国内で、日本の法律のもとで仕事をしてはつてございします。それをアメリカの予算の問題、アメリカの機構ばかりを考慮して、そうして日本人の同じような労働をやつておる人が二つに分れてみたり、片一方は失業の苦勞をいつもなめてみたり、片一方は政府が世話をしている、片一方は業者だと、こういうようなことは日本の実情から見ても、私は日本の立場から見て、是正しなければならぬ。それだけの考えがなかつたらばですね、これは永久にこのままで、何回議論をやつても不可能である、むずかしいといふ一語に尽きてくると思ふ。こういうことになると思ひますので、そういう点ははつきりと民主主義の國で

あるアメリカはわかるはずでございます。また、わが国はわが国に合ったところ、あくまでも日本の立場、日本の労働者の立場、日本の経済の状況から考へて、これは十分突くべきところは突かなければ、交渉に当る皆さんが、最初から通産省は通産省でこれは必ずかしとおっしゃる、また調達庁は調達庁で必ずかしとおっしゃる、何年待っても、何年こういふことをやっても、決して解決は出てこない、かように思いますので、その点は日本の実情を十分考へられて、もつと強力で折衝していただき、会社等もまた、競争入札等の中にはさまれて御苦労も多いと思ひますけれども、こういう契約は会社と米軍と直接やっておられるならば、もう少し私は強く米軍とも折衝して、そうして同じような労働者をかかえている入社の方々も、二万人の生活の上を思ひを起すならば、もう少し米軍に対する契約の改正等も交渉できるのではないかと、かように思つておりますので、そういう点一つ十分考へて折衝していただきたい、かように思います。以上要望いたしましたして、私の質問を終ります。

○近藤信一君 関連質問が長びいて私質問が中断されてしまつたのですが、ごく簡単に二、三も残つてゐる問題について御質問いたします。

○近藤信一君 今参考人も言つておられますように、今行政協定の十二条の第一項で私契約ですね、ところがどうして米軍のあれに押されてしまつて、交渉場面なんかにおいても、非常に不利な交渉しかできないわけなんです。従つて、もつと有利な条件を取るためには、政府が介入して、そうしてやれば、もつと有利な条件がとれるんじゃないか、そのためには、行政協定の十二条の第二項を適用しなければならぬ。それが適用できないということ

は、このどこかに書いてあります。か。どういふ理由で適用されないか、また、十二条の第二項を適用するように努力する考えはないか、こういう点。

○政府委員(賀屋正雄君) お答え申し上げます。結局先ほど来繰り返してお答え申し上げましたことと同じことになつてお申すのでございまして、現在の直接調達方式を、間接調達方式に改めるのは、なぜできないかということであるかと思ひますが、行政協定の条文中の解釈がどういふふうになりますか。その点につきましては、外務省が担当でございますので、私責任のあるお答えをいたしかねますが、実質的にそういう方向に政府として持つていない、持つていく意思がないといふことは、先ほど来申し上げた通り、まあ大きな財政的な負担をしてこれをやること、果して根本的な解決になるかどうかといふ点についての疑問がございまして、根本的な調達方式の切りかへはいたしません、さればといつて、放つておいていいという考えは決して持つておりませんので、契約の締結に際して著しく不合理な点、あるいは労働条件が非常に悪くなるという点、あるいは従来も会社、あるいはその会社にお勤めの労働者の方からの陳情等もございまして、行政協定の下部の委員会には、契約調停委員会というふうなものもございまして、で、しかるべき機関を通じて、外務省あるいは通産省、調達庁等から、この会議に御出席になつておられる方々から、米側に発言をしていただく、要望をしていただく、こういうことによつて、できるだけこの不利な条件を押しつけられるようなことがないように、ということで政府は進んでいき

たい、こう考へておるわけでございます。○委員長(松澤兼人君) 行政協定の問題について、外務省東郷アメリカ局第二課長から答弁がおります。

○説明員(東郷文彦君) ただいまの賀屋政府委員の御答弁にちよつと補足しまして申し上げますが、行政協定第十二条第二項は、できたときのいきさつからしまして、わが国の経済に不利な影響を与える場合と申しますのは、主として希少物資を頭に置いて作つた規定でありまして、従つて今の問題については労働力が不足しているという状態ならば、むしろ当てはまるわけなんです、正面からこの第二条で処理するといふのは、その第十二条第二項に合わないといふことになるわけであり、そこで、現在直接雇用の、直接契約でやつておられる以上、その状態、なるべくこの労働条件、その他を改善するためには、先ほどのお話しした調達調整委員会、並びに契約調停委員会、これらの合同委員会の下部の委員会、問題のあるたびに、政府の方からも、アメリカ側には十分こちら側の要求を出しておるわけでありまして、○近藤信一君 今の御説明を聞くと、すね、わが国のその経済に不利な影響といふことは、労働力が不足しておる場合には、そういう経済に影響がある、こういう御説明ですが、私は全く逆じゃないかと思ふ。今余つて、失業者が氾濫しておると、こういうふうな状態である場合には、なお日本の経済に對しては大きな影響があるのではないかと、こういうふうに考へるが、今の説明を聞くと、何か逆のような考へ

がするのですが、その点いかがでございますか。○説明員(東郷文彦君) 今の行政協定第十二条第二項は、たとえば鉄鋼なら鉄鋼が、わが国に、はなはだ不足しておつて、それを米軍が不当に大量発注すれば、わが国経済全体として大いなる、大きな不利益を受ける、そういう場合には勝手にやらなかつた、こういう趣旨でございます。(阿貝根登君) それから役務はと述べておられて、私の申し上げようとしたことは、現在の状態に對しては、その第二項は正面から当てはまるものではないと考へるということでありまして。

○近藤信一君 まあ、時間がありませうから、次に移りますが、先ほど藤田参考人が、今度東南アジアにおける、東南アジア向けの車両に要する特需、あるいは新特需、こういう問題で何か期待をしておられるようにも考へられるように言われたのですが、その新特需の内容や、それから期間、量というもののついて何か御承知ですか。○参考人(藤田誠次君) ただいまの御質問に對しましては、現在私たちの所沢でやつておられるのが新特需でございます、その範囲のことしかまだわかりません。ただし、新聞その他われわれの仕事上の感覚から推定いたしますところのものは、相当大きなものが将来にあるのじゃないか、こういうふうには承知いたしております。

○近藤信一君 それじゃ、政府の方にお尋ねいたしますが、将来のその新特需、さらに東南アジア向けの車両に要する特需、こういうような問題は、すね、一体どれほどの契約を予想しておられるのか。それからそれに対する財

ておりませんから、その点よくわかりません。

○島清君 政府側の方から説明して下さい。

○説明員(市瀬泰蔵君) お答え申し上げます。

現在、車両修理工場等として米軍に提供しております施設は、国有のものとは民有のものとがあります。私どもの方は国有のものを担当しておりますが、その国有財産の米軍に対する提供は、米軍がこれを使用しない、使用しておられないという事実が出て参ります。それからはこの返還を要求する。それからもう一つは、使用状態があまり活発でない、こういう場合に、国が行政目的、産業その他の目的で積極的に転用するという意思があります。これは米軍はなおそれを使用してやりたいという意図があるかどうかはわかりませんが、国有財産管理当局としては返還を要求する。そうしてこれは合同委員会の下にありまして施設特別委員会が議論せられるわけでございます。いずれにいたしましても、本件の車両修理工場が、作業が非常に低調になって参りまして、もはや米軍に提供するという必要性和申しますか、必然性がないと認められるに至りますときは、国有財産の立場から返還を要求する、そうしてもし返還された場合には、一般の国有財産管理処分原則によりまして、積極的な転換措置をはかるということになります。

○島清君 具体的に昭和飛行機なんかの場合は、どうなりますか。

○説明員(市瀬泰蔵君) ただいま昭和飛行機の問題、御質問ありましたけれども、私どもの方としましては、この米軍の使用しております施設、区域等

につきましても、需要関係は、調達庁その他の方から連絡がありますので、それと私どもの方としては積極的にそこを使用しようとする要望はまだ聞いておりませんので、大蔵当局から返還要求はいたして参ります。

○島清君 それでは、労働組合関係から、整理される労働者の諸君の何かそれが転用の道を講じてもらうならば、こちらの方で自分たちの技術を生かしたい、こういうような折衝を生かしたい、ところがそれが、政府の三十一年の二月三日の閣議の了解事項の中にも、遊休施設の返還というようなものが入り込んでおられながら、これが今日までずっと具体的に実施されておられない。具体的には昭和飛行機の場合も、整理される労働者の諸君が転用を希望したのでありますけれども、今もってこれが返還、転用されてないんですね。こういう具体的な例について御説明をいただきたい。

○説明員(市瀬泰蔵君) その昭和飛行機の場合でございますが、まあ国有財産管理当局といたしましては、当該国有財産に対しまして積極的な転用の要望がある、こういう場合は、政府部内の連絡をとりまして合同委員会に返還の要求をします。それ以外に調達庁あるいは外務省その他で特別の事情がありまして、あるいは米軍からの要望もございまして、米軍から返還するという通告を受けますと、私どもはそれを受領する、こういう体制をとっておりますのでございます。

○島清君 それはいいというわけですが。昭和飛行機に限って、それはなかったというわけですか。

○説明員(市瀬泰蔵君) 私どもの方で……、私どもと申しますのは大蔵省、それからその下部機関であります財務局の方に対しまして、積極的な意向が出されたということは、私、あるいは勉強不足かもしれませんが存じております。

○政府委員(賀屋正雄君) ただいまの御質問につきまして補足的に御答を申し上げます。昭和飛行機の例をおおげになつたのでございますが、あそこの特需の減少による解雇の問題が起りました際に、政府側からも強くこの不意に解雇した設備の接収解除を受けて、それを何か新しい仕事を始めるにつけて使いたい、こういう御要望がございまして、私ども数回にわたつて陳情を受けたのは事実でございます。その際私どもも申し上げましたことは、ただこの要らなくなつたから、やみくもに返してほしいということを持ち出しまして、これは実際問題として、なかなかアメリカ側といたしましては承諾しにくいんじゃないかと、具体的にどこどここの建物なり、どこからどこまでの土地についてこれをどういうふうに使いたいからという具体的な数量、根拠、理由等をあげまして向うに折衝しなければ、なかなかこの実現は困難であると思ひまして、私どももいたしましては、会社当局の方にお話をいたしました。そういうデータを出していただきたというのを申し上げておつたのでございますが、もしそれが出ますれば、しかるべく政府の部内の相談をとりまとめまして、あるいは外務省を通ずるなり何なりいたしまして、米側に折衝する考えでおつたのでございます。

○島清君 昭和三十一年二月の三日の閣議の了解事項として、数項目にわたつて話し合ひがされておられるようですが、私が聞くところによりますと、これが具体的に実施されてない、……、今私がお聞きしたところで、この遊休化した施設の開放ですね、こういうふうなこの願ひ出でといひますか懇請といひますか、そういうものがあつた例があつたかどうか、あつてそれが実現しなかつたならば、なぜ実現しなかつたか、そういう例についてお話をいたしたいと思ひます。

○説明員(市瀬泰蔵君) 先ほど私答弁間違へまして大へん恐縮でございますが、昭和飛行機の場合は国有であります。米軍で民有財産でありまして、先ほど来一般論ばかり申し上げて恐縮でございますけれども、民有の場合は調達庁の方でやつております。この点を先ほどの発言については、間違つた箇所は訂正していただきたと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 遊休施設の払い下げにつきましては、具体的な例があつたかどうかというお尋ねでございますが、私の記憶では、特需関係の方ではなくして、駐留軍あるいは国連軍の引揚げに伴ひまして、向うが使つておりました施設を払い下げてもらひまして、それをこちら側が有効に使用するために、駐留軍あるいは国連軍当局に折衝いたしまして、払い下げを受けた例は、数回あるように記憶いたします。

○委員長(松澤兼人君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

でございまして、それが出なかつたような事情でございます。

○島清君 昭和三十一年二月の三日の閣議の了解事項として、数項目にわたつて話し合ひがされておられるようですが、私が聞くところによりますと、これが具体的に実施されてない、……、今私がお聞きしたところで、この遊休化した施設の開放ですね、こういうふうなこの願ひ出でといひますか懇請といひますか、そういうものがあつた例があつたかどうか、あつてそれが実現しなかつたならば、なぜ実現しなかつたか、そういう例についてお話をいたしたいと思ひます。

○説明員(市瀬泰蔵君) 先ほど私答弁間違へまして大へん恐縮でございますが、昭和飛行機の場合は国有であります。米軍で民有財産でありまして、先ほど来一般論ばかり申し上げて恐縮でございますけれども、民有の場合は調達庁の方でやつております。この点を先ほどの発言については、間違つた箇所は訂正していただきたと思ひます。

○政府委員(賀屋正雄君) 遊休施設の払い下げにつきましては、具体的な例があつたかどうかというお尋ねでございますが、私の記憶では、特需関係の方ではなくして、駐留軍あるいは国連軍の引揚げに伴ひまして、向うが使つておりました施設を払い下げてもらひまして、それをこちら側が有効に使用するために、駐留軍あるいは国連軍当局に折衝いたしまして、払い下げを受けた例は、数回あるように記憶いたします。

○委員長(松澤兼人君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) それじゃ速記をとめて下さい。

それでは本件の調査は、時間もだいぶ経過しておりますので、この程度にとどめたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) 異議がなければさう取りはからいます。

本件の調査については、いろいろまだ問題が残つておられると思ひます。その一つは、今日特需の関係当局者に多数御出席をわづらわしたのであります。が、所管があまりに分散し過ぎており、互いに譲り合はれて明確な答弁が得られなかつたことは、残念に思ひます。この問題につき国会においてしばしば論議をしてきたのであります。内閣においても特需対策委員会も設けられたのであります。その後著しい進歩の跡を見られておられません。政府当局者としては、それぞれ本日国会の状況について上司に連絡の上、特需に關しては特に各官庁間の連絡を密にし、所管の範囲内において、責任をもつて迅速適切な措置を講じていただきたと思ひます。それとともに、本日調査においても問題は種々提出されたのであります。それらの問題についても、積極的な御努力を要望したいと思ひます。たとえば特需が行われておられる限りにおいては、発注を計画的にするように発注者に要求して、事業の繁閑を防ぎ、完全雇用の道を開かなければならぬ。間接調達についても、これがすべてを解決する方法と思ひませんが、特需がある限りにおいては、その特需もあることであるから、参考人の要望のあつた通り、直接方式を

間接方式に切りかえるよう努力していただきた。さらに、発注価格も必ずしも適正ではないように思われるので、これが適正化の方法を講じなければならぬ。さらに、特需産業の継続的な存続は考えられないが、新特需の拡大、その見通しの確認等の措置をとること、契約減少の場合は、その転換資金のあつせん、労務対策についても十分に考えなければならぬ。特需がかなり輸出と類似している点があるので、輸出に許されている特典をできるだけ享受し得るよう研究しなければならぬなど、審議の過程において問題が出て参つたので、これが解決を迫られているのでありますが、政府当局としても、せつかくの御努力を要望する次第であります。

参考人の方々は、御多忙のところ御出席下さいまして、委員の質問にお答え下さいまして、ありがとうございます。皆さんは、非常にむずかしい仕事に取り組んでおられます。特に経営者の方々は、米軍相手の困難性は十分に了解できますが、日本人労務者二万人の雇用に関する問題でもあり、特需による外貨収入も、日本の国際収支に重大な寄与もしておりますので、企業の社会的責任性を十分明確にして、雇用の減少に備へ、あらかじめ、自主的に経理の万全を期する、あるいは、労務者の生活の将来に光明を持たせるように、何分の御尽力を願いたいと思ひます。長時間にわたつて、本日はまことにありがとうございます。委員長よりあつくお礼を申し上げます。委員

○委員長(松澤兼人君) 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

ただいま、本委員会には三百二十二件の請願が付託されておりますのでありますが、これら請願審査の便宜上、請願に関する小委員会を設けることにいたしました。と存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議ないものと認め、さうに決定いたします。

なお、この小委員会の構成は、小委員五名といたしまして、その選定は委員長の名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(松澤兼人君) 御異議がないと認め、さうに決定いたします。

追つて指名することにいたします。別に御発言もなければ、次回は明日五月九日午前十時から開会することにしたしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十三分散会

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業団体法案(予備審査のための付託は四月八日)

一、中小企業団体法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(予備審査のための付託は四月二十二日)

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(衆(予備審査のための付託は同日)

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案
中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三條の二」を「第二十三條の三」に改める。

第三條第一号の次に次の二号を加える。

一、二 事業協同小組合

一、三 火災共済協同組合

第六條第一項第一号の次に次の二号を加える。

一、二 事業協同小組合にあつては、協同小組合

一、三 火災共済協同組合にあつては、火災共済協同組合

第六條第一項第三号中「協同組合」の下に「協同小組合、火災共済協同組合」を加える。

第六條第二項中「事業協同組合」の下に「事業協同小組合、火災共済協同組合」を加える。

第七條第一項のうち、第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を第三号とし、第一号中「事業協同組合」の下に「火災共済協同組合」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二 事業協同小組合

第八條のうち、第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「事業者」の下に「又は事業協同小組合」を加え、第二項から第四項までを順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 事業協同小組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に

おいて主として自己の勤労によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者であつて、おおむね常時使用する従業員の数が五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人)をこえないもので定款で定めるものとする。

3 火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他省令で定める事業を行う前条第一項又は第二項に掲げるすべての小規模の事業者(その地区が全国にわたる組合にあつては、これらの事業者のうち、定款で定める一の業種に属する事業を行うもの)とする。

第九條の二のうち、見出し及び本文中「事業協同組合」の下に「及び事業協同小組合」を加え、第四項から第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、第二項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 事業協同組合及び事業協同小組合は、前項第三号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

第九條の二第四項の次に次の一項を加える。

5 事業協同組合又は事業協同小組合の組合員と取引関係がある事業者(小規模の事業者を除く)は、その取引条件について事業協同組

合又は事業協同小組合の代表者(これらの組合が会員となつてい

る協同組合連合会の代表者を含む)が政令の定めるところにより団体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出たときは、誠意をもつてその交渉に応ずるものとする。

第九條の二の次に次の一条を加える。

(あつせん又は調停)

第九條の二の二 前条第五項の交渉の当事者の双方又は一方は、当該交渉ができないとき又は団体協約の内容につき協議が調わないときは、行政庁に対し、そのあつせん又は調停を申請することができ

る。

2 行政庁は、前項の申請があつた場合において経済取引の公正を確保するため必要があると認めるときは、すみやかにあつせん又は調停を行うものとする。

3 行政庁は、前項の規定により調停を行う場合においては、調停案を作成してこれを関係当事者に示しその受諾を勧告するとともに、その調停案を理由を附して公表することができ

る。

4 行政庁は、前二項のあつせん又は調停については、中央中小企業調停審議会又は都道府県中小企業調停審議会に諮問しなければならない。

第九條の七の次に次の四條を加える。

(火災共済協同組合)

第九條の七の二 火災共済協同組合は、次の事業を行うものとする。

1 火災共済協同組合は、火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内に

おいて主として自己の勤労によつて商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者であつて、おおむね常時使用する従業員の数が五人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については二人)をこえないもので定款で定めるものとする。

2 火災共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他省令で定める事業を行う前条第一項又は第二項に掲げるすべての小規模の事業者(その地区が全国にわたる組合にあつては、これらの事業者のうち、定款で定める一の業種に属する事業を行うもの)とする。

第九條の二のうち、見出し及び本文中「事業協同組合」の下に「及び事業協同小組合」を加え、第四項から第六項までを順次二項ずつ繰り下げ、第二項及び第三項を順次一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 事業協同組合及び事業協同小組合は、前項第三号の規定により締結する火災により財産に生ずることのある損害をうめるための共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

一 組合員のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業
二 前号の事業に附帯する事業
2 火災共済協同組合は、前項の事業のほか、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者のために火災によりその財産に生ずることのある損害をうめるための火災共済事業をあわせ行ふことができる。

(共済金額の制限)

第九條の七の三 火災共済協同組合は、共済契約者一人につき共済金額の総額が百五十万円をこえる火災共済契約を締結することができず、かつ、当該共済金額の総額が火災共済契約を締結する事業年度の直前の事業年度終了の日における次の各号に掲げる額の合計額(当該事業年度終了の日において決算上の損失の金額があるときは、その金額を控除した金額)の百分の十五に相当する金額をこえる火災共済契約を締結することができない。ただし、省令で定めるところにより、行政庁の許可を受けた場合は、この限りでない。

一出資総額

二 第五十八條第一項の規定により積み立てた準備金の額

三 第五十八條第五項に規定する責任準備金のうち省令で定める金額

任意積立金の額

五 地方公共団体又は金融機関が当該組合のために支払を保証した金額

(火災共済の目的の譲渡等)
第九條の七の四 火災共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、火災共済協同組合の承諾を得て、その目的に關し譲渡人が有する火災共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により火災共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者(以下「組合員等」という)の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九條の七の二の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。
3 組合員等が組合員等でなくなつた場合(前項に規定する場合を除く)において、その際締結されてゐた火災共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る火災共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第九條の七の二の規定を適用する。

(商法等の準用)
第九條の七の五 商法第三編第十章第一節第一款(第六百五十條第一項及び第六百六十四條を除く)(損害保険の総則)及び第二款(火災保険)の規定は、火災共済協同組合が締結する火災共済契約について準用する。

2 保險募集の取締に關する法律(昭和二十三年法律第七十一號)の規定は、火災共済協同組合の行う火災共済事業に準用する。この場合において、同法中「大蔵大臣」又は「大蔵省」とあるのは「行政庁」と、同法第十八條第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録された損害保険代理店に對する場合」とあるのは「その火災共済協同組合の組合員又はその火災共済協同組合の役員若しくは職員に對する場合」と読み替へるものとする。

第十二條第一項中「企業組合」を「火災共済協同組合」、第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会及び企業組合に改める。
第三節中第二十三條の二の次に次の一条を加える。
(事業協同小組の組合員に對する助成)
第二十三條の三 政府は、事業協同小組の組合員に對し、税制上、金融上特別の措置を講じなければならぬ。
第二十四條第一項中「事業協同組合」の下に「事業協同小組、火災共済協同組合」を加え、同條第二項の次に次の一項を加える。
3 火災共済協同組合は、千人以上の組合員がなければ設立することができない。
第二十五條及び第二十六條を次のように改める。
(火災共済協同組合等の出資の総額)
第二十五條 火災共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならぬ。
2 第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の出資の総額は、五百万円以上でなければならぬ。

第九條の九に第六項として次の一項を加える。
6 第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第九條の七の四第一項前段及び第九條の七の五の規定を準用する。

第二十六條の二 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合は当該都道府県につき一個とし、第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は火災共済協同組合をもつて組織し全國を通じて一個とする。
第二十七條の二第三項中「前項を」前二項に改め、同項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に從事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。
第二十七條の二に第六項として次の一項を加える。
6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。
一 設立の手續又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
二 共済の目的につき危険の分散が充分に行われなかつたと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少なかつたと認められるとき。
三 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確

(火災共済協同組合の地区)
第二十六條 火災共済協同組合の地区は、第八條第三項の小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては一の都道府県の区域の全部とし、定款で定める一の業種に屬する事業を行う小規模の事業者を組合員の資格とするものにあつては全國とする。

第二十六條の二 都道府県の区域を地区とする火災共済協同組合は当該都道府県につき一個とし、第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会は火災共済協同組合をもつて組織し全國を通じて一個とする。
第二十七條の二第三項中「前項を」前二項に改め、同項及び第四項をそれぞれ第四項及び第五項とし、第二項の次に次の一項を加える。
3 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会の設立にあつては、発起人は、第一項の書類のほか、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書、責任準備金算出方法書及び常務に從事する役員の名を記載した書面を提出しなければならない。
第二十七條の二に第六項として次の一項を加える。
6 行政庁は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。
一 設立の手續又は定款、事業方法書若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。
二 共済の目的につき危険の分散が充分に行われなかつたと認められるとき及び共済契約の締結の見込が少なかつたと認められるとき。
三 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済掛金算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が経営の健全性を確

保し、又は組合員その他の共済契約者の利益を保護するのに適当でないとき。

第三十三条第一項中「企業組合にあつては、」を「火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会にあつては第八号の事項を、企業組合にあつては」に改め、同条第二項中「前項を」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

第五十一條第三項中「第三項及び第四項を」を「第四項から第六項まで」に改める。

第五十七條の二第四項中「前二条」を「第五十六條及び第五十七條」に改め、同条を第五十七條の三とし、第五十七條の次に次の一条を加える。

(火災共済協同組合の事業方法書等の変更)
第五十七條の二 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、行政庁の認可を受けなければならない。

(火災共済協同組合等の事業の譲渡の禁止)
第五十七條の四 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、その事業を譲渡することができない。

(火災共済協同組合等の余裕金運用の制限)
第五十七條の五 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、その業務上の余裕金を次の方法によるほか運用してはならない。ただし、行政庁の認可を受けた場合は、この限りでない。

一 銀行、相互銀行、信託会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会として預金若しくは貯金の受入をすることができものへの預金、貯金又は金銭信託

二 郵便貯金
三 国債、地方債又は省令で定める有価証券の取得
第五十八條第四項中「第五号」を「第六号」に改め、同項の次に次の二項を加える。

5 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に關し必要な事項は、省令で定める。

第六十二條第二項の次に次の二項を加える。

3 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、第一項各号に掲げる事由のほか、第六十六條の三において準用する保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第十二條第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会の解散の決議は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第六十三條第四項中「第三項及び第四項を」を「第四項から第六項まで」に改める。

第六十八條第一項の次に次の一項を加える。

2 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会が第六十六條の三において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消により解散したときは、前項の規定及び第六十九條において準用する商法第四百七十七條第二項の規定にかかわらず、行政庁が清算人を選任する。

第六十八條の次に次の二条を加える。

(解散後の共済金額の支払)
第六十八條の二 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会は、總會の決議、第六十六條の三において準用する保険業法第十二條第一項の規定による認可の取消又は第六十六條第二項の規定による解散命令により解散したときは、共済金額を支払うべき事由が解散の日から九十日以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

2 前項の組合は、第六十二條第一項第四号に掲げる事由により解散したときは、その解散の日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる事由により解散したときは、同項の期間が経過した日から火災共済契約の期間の末日までの期間に對する共済掛金を払いもどさなければならない。

(財産処分順序)
第六十八條の三 火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

一 一般の債務の弁済
二 共済金額並びに前条第二項及び第三項に規定する共済掛金の支払
三 残余財産の分配
第九十二條第二項中「事業協同組合登記簿の下に、事業協同小組組合登記簿、火災共済協同小組組合登記簿」を加える。

(保険業法の準用)
第六十六條の三 保険業法第八條、第九條、第十條第二項及び第十二條の規定は、火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会に準用する。この場合において、これらの規定中「主務大臣」とあるのは「行政庁」と読み替へるものとする。

第七十七條中「組合の組合員を」を「組合(事業協同小組組合を除く。)の組合員」に改める。

第一百十一條第一項第一号中「事業協同組合」の下に、事業協同小組組合を、「第九條の九第一項第一号」の下に「又は第三号」を加え、同条第一項第三号から第五号までを順次一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 火災共済協同組合及び第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合連合会については、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第一百十一條第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県の区域をその地区とする火災共済協同組合については、前項の規定にかかわらず、主務大臣は、政令の定めるところにより、設立の認可その他この法律による権限の一部を都道府県知事に委任するものとする。

第一百十四條の二の次に次の一条を加える。

第一百十四條の三 次の場合には、火災共済協同組合又は第九條の九第一項第三号の事業を行つ協同組合

第三条第三項中「事業協同組合」の下に、「事業協同小組合」を加える。

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、小売商業特別措置法案

小売商業特別措置法案

（購買会事業を行う者に対する措置命令）

第一条 都道府県知事は、購買会事業（事業者がその従業員の生活に必要な物品を供給する事業（その者がその従業員の生活に必要な物品を加工し、又は修理する事業を含む。）をいう。以下同じ。）を行う者がその従業員（従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下同じ。）以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害していると認めるときは、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令で定めるところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による禁止をした場合において、必要があると認めるときは、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令で定めるところにより、購買会事業を行う者に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 従業員以外の者には購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行う場所に明示すること。
- 二 従業員である旨を示す証明書を提供しない者には、購買会事業を利用させないこと。

三 購買会事業を行う者が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するのでなければ購買会事業を利用させないこと及びその利用券は従業員以外の者には交付しないこと。

（消費生活協同組合等の事業の利用）

第二条 厚生大臣又は都道府県知事は、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二条第三項ただし書の許可の申請があつたときは、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）がその組合員（組合員と同一の世帯に属する者を含む。）及び会員（以下「組合員」と総称する。）以外の者に物品の供給事業（物品を加工し、又は修理する事業を含む。以下同じ。）を利用させることによつて小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害するおそれがないかどうかを審査しなければならない。

第三条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、大蔵省令、厚生省令、農林省令、通商産業省令で定めるところにより、消費生活協同組合法第十二条第三項ただし書の許可を受けていない組合に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 組合員以外の者には物品の供給事業を利用させない旨を物品の供給事業を行う場所に明示すること。
- 二 組合員である旨を示す証明書を提供しない者には、物品の供給事業を利用させないこと。

三 組合が発行する利用券と引換に又はその利用券に必要な事項を記入するのでなければ物品の供給事業を利用させないこと及びその利用券は組合員以外の者には交付しないこと。

（小売市場の登録）

第四条 政令で指定する市（特別区を含む。）の区域内においては、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長。以下次条において同じ。）の登録を受けたものでなければ、一の建物を十以上の小売商（その三分の一以上が政令で定める飲食料品を主として販売する場合に限る。）の当該小売営業の用に供させてはならない。

2 前項に定めるもののほか、登録に關し必要な事項は、政令で定める。

（請求）

第五条 都道府県知事は、前条第一項の登録を受けた建物内の小売商が私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第七項に規定する不正な取引方法（以下「単に「不正な取引方法」という。）を用いていないと認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従ひ必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

（公正取引委員会の指示等）

第六条 公正取引委員会は、第四条第一項の登録を受けた建物内の小売商が不正な取引方法を用いていないと認めるときは、その小売商に対し、すみやかにその行為を取りやめようべきことを指示することができる。

2 公正取引委員会が前項の規定による指示をした場合において、小売商がその指示に従つたときは、小売商のその指示に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に關する法律第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条の規定は、適用しない。

（あつせん）
第七条 都道府県知事は、小売商の事業活動に係る紛争が生じた場合において、小売商の事業活動の機会を確保するため特に必要があると認めるときは、その紛争の解決のためあつせんに努めなければならない。

（報告徴収及び立入検査）
第八条 都道府県知事は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の市長は、この法律の施行に必要な限度において、購買会事業を行う者、第四条第一項の登録を受けた者若しくは同項の登録を受けた建物内の小売商に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする

る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第九条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 前条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第十一条 次の各号の一に該当する者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、一万円以下の過料に処する。

一 第一条第一項の規定による禁止に違反し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者

二 第四条第一項の規定に違反し、同項の登録を受けない建物を小売商の小売営業の用に供させた者

第十二条 第三条の規定による命令に違反した組合の理事は、一万円以下の過料に処する。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業団法制定に関する請願

願(第一九一九号)(第一九二〇号)(第一九二二号)(第一九二四号)(第一九二七号)(第一九二八号)(第一九三六号)(第一九四九号)(第一九五〇号)(第一九六一号)(第一九六三三号)(第一九六四号)(第一九七三三号)

一、パナ輸出入外貨資金の適正割当実施に関する請願(第一九三〇号)(第一九五一号)(第一九六八号)

一、熊本県市町村発電施設設置促進に関する請願(第一九四五号)

一、愛媛県新居浜、西条市間四国電力株式会社の高圧線架設による土地の損害補償の請願(第一九五二号)

一、国土総合開発及び完全雇よう実現計画に関する請願(第一九七四号)

第一九一九号 昭和三十三年四月二十日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 東京都荒川区尾久町一ノ七七三 小島通

紹介議員 一松 定吉君

中小企業者は、国民経済上重要な地位を占めているにもかかわらず競争が激しく、かつ規模も小さいために取引上不利な立場におかれ、事業も生活も極めて不安定な状態にあるから、業者相互間の過度の競争を防止するとともに、他から受ける不当な圧迫を排除してその経済的社会的地位の向上を図る

ため、(一)団体交渉権、(二)アウトサイダー規制、(三)義務加入、(四)独禁法の適用除外、(五)組織法の一元化、(六)中小企業の定義の明確化、(七)民営的自力運営を骨子とした中小企業団法を議員立法によつて制定せられたいとの請願。

第一九二〇号 昭和三十三年四月二十日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 茨城県水戸市南三ノ丸一八八中小企業団法期成同盟茨城県支部 内 武田久一郎

紹介議員 郡 祐一君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九二二号 昭和三十三年四月二十日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 岐阜県大垣市郭町二丁目大垣海陸物産小売商組合 内 高橋直靖

紹介議員 古池 信三君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九二二号 昭和三十三年四月二十日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 東京都中央区京橋三ノ一社団法人全国金融業団体連合会 内 早川 秋二
紹介議員 小山邦太郎君 大沢 雄一君
この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九二三号 昭和三十三年四月二十日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 京都市下京区猪熊通綾小路下ル 笠井唯計

紹介議員 大野木秀次郎君 小西 英雄君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九二四号 昭和三十三年四月二十日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 京都市下京区七条通烏丸西入ル日本中小企業政治連盟京都支部 内 齊木五郎

紹介議員 小西 英雄君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九二七号 昭和三十三年四月二十日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 東京都荒川区尾久町一〇ノ一、八九五東京都動物油肥工業協同組合 内 中西忠夫

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九三〇号 昭和三十三年四月二十二日受理
パナ輸出入外貨資金の適正割当実施に関する請願

請願者 東京都新宿区若葉二ノハバナ業者同志会 内 柴田勇外三百五十名

紹介議員 豊田 雅孝君

パナ輸出入外貨資金の割当は、いまだ公平適正が確立されず、業界のため遺憾であるから、本年度上期のパナ輸出入外貨資金の四分の一の割当については、ぜひ人口基準割を採用され、その適正と公平を確立して消費者の利便と業界の発展に資せられたいとの請願。

第一九三六号 昭和三十三年四月二十三日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 東京都品川区大崎本町一ノ七五 島田久治外四百九十八名

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九四五号 昭和三十三年四月二十三日受理
熊本県市町村発電施設設置促進に関する請願

請願者 熊本市桜町二一熊本県町村会館 内 岡田米記 外十一名

れ、いよいよ本年度から本格的建設に着手することになったが、当ダムは、この水調節、農業利水を第一義とする公共的ダムであり、これに伴う発電も公共の福祉に合致するように運営されるべきが当然であるから、県民最大の資産である球磨川を最も有効に利用し、県民の福祉と県経済の飛躍的發展を推進するため、市町村発電の実現について善処せられたいとの請願。

第一九四九号 昭和三十三年四月二十四日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 熊本県鹿本郡植木町一八九協同組合植木名店会理事長 堤勝嘉外三名

紹介議員 林田 正治君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九五〇号 昭和三十三年四月二十四日受理
中小企業団法制定に関する請願

請願者 熊本市本庄町二四七熊本県薬業組合連合会 内 椿方辰

紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九五一号 昭和三十三年四月二十四日受理
パナ輸出入外貨資金の適正割当実施に関する請願

請願者 愛媛県松山市勝山町小西健市外三十二名

この請願の趣旨は、第一九三〇号と同じである。

第一九五二号 昭和三十三年四月二十四日受理

愛媛県新居浜、西条両市間四国電力株式会社の高圧線架設による土地の損害補償の請願

請願者 愛媛県新居浜市泉川愛媛電柱整地補償料対策協議会内 高橋才三 外四十五名

紹介議員 堀本 宜實君

四国電力株式会社が、西条市の火力発電所から新居浜市工場地帯に対し送電を増加するため、新たに送電線を架設することに決定し、昭和三十年八月鉄塔建設を完了すると直ちに架線を開始したのであるが、この架線が行われると線下に該当する幅七間、長さ七百間、延面積にして四千九百坪の土地は、電気事業法によつて制約を受け、宅地としての価値を完全に失うことになるため、土地権利者はその算定損害額の補償（一級地坪当り四千円、二級地二千五百円、三級地千円以上）を会社要求し接衝を続けてきたのであるが、会社では誠意ある交渉を行つことなく直ちに県の土地収用委員会に提訴され、遂に土地細目書の公告も終り、ここ数日を出ずして裁決申請が行われる実状にあるから、すみやかに公正妥当な補償と解決が行われるよう善処せられたいとの請願。

第一九六一号 昭和三十三年四月二十四日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 宮崎市広島通三ノ一六 宮崎県金融業協会内 吉母辰蔵

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九六三三号 昭和三十三年四月二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 熊本県菊池郡大津町大津町商工会内 清藤勝次

紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九六四号 昭和三十三年四月二十五日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 岡山県玉島市通町二丁目玉島地区中小企業政治連盟内 西野一雄

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九六八号 昭和三十三年四月二十五日受理

バナナ輸入外貨資金の適正割当実施に関する請願

請願者 愛媛県宇和島市横新町六四 柴田豊

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第一九三〇号と同じである。

第一九七三三号 昭和三十三年四月二十六日受理

中小企業団体法制定に関する請願

請願者 熊本市二本木町一二六 熊本市化粧品小売商組合内 池田金蔵

紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第一九一九号と同じである。

第一九七四号 昭和三十三年四月二十六日受理

国土総合開発及び完全雇よう実現計画に関する請願

請願者 兵庫県津名郡南淡町賀集 南担

紹介議員 竹中 恒夫君

国民のうち実に一千七百万人は貧困者であるという現状を打破し、真に豊かな日本を創造するため、特別資金法を制定し、これによつて七年計画の一大国土総合開発事業を実施せられたい。なお、国土総合開発の八次生産基本事業として新日本ダム建設公社、発電公社、食糧公社、開墾公社、殖産公社、植林公社、道路公社及び空輸公社を設立し、人的資源の高度有効使用をもつて完全雇ようを実現せられたいとの請願。

昭和三十一年五月十三日印刷

昭和三十一年五月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局